

東京都公立大学法人
令和4（2022）年度 年度計画

令和4（2022）年3月

東京都公立大学法人

目次

令和4（2022）年度 年度計画の基本的な考え方	3
1 基本方針	3
2 令和4（2022）年度 年度計画の策定方針	4
3 年度計画の期間	4
4 法人の組織	4
I 東京都立大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	5
1 教育に関する目標を達成するための措置	5
（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	5
（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	7
（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置	8
（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置	10
2 研究に関する目標を達成するための措置	11
（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	11
（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	12
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	14
（1）都政との連携に関する目標を達成するための措置	14
（2）社会貢献等に関する目標を達成するための措置	16
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	18
II 東京都立産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	23
1 教育に関する目標を達成するための措置	23
（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	23
（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	24
（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置	25
（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置	26
2 研究に関する目標を達成するための措置	27
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	28
（1）都政との連携に関する目標を達成するための措置	28
（2）社会貢献等に関する目標を達成するための措置	28
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	29
III 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	31
1 教育に関する目標を達成するための措置	31
（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	31
（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	32
（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置	33
（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置	34
2 研究に関する目標を達成するための措置	35
3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置	36
（1）都政との連携に関する目標を達成するための措置	36
（2）社会貢献等に関する目標を達成するための措置	36
4 グローバル化に関する目標を達成するための措置	37

IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	38
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	38
2 教育研究組織の見直し等に関する目標を達成するための措置	40
3 事務の効率化・合理化等に関する目標を達成するための措置	41
V 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	42
1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	42
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	43
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	43
VI 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	44
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	44
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	44
VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	45
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	45
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	45
3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置	46
VIII 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	48
IX 短期借入金の限度額	48
1 短期借入金の限度額	48
2 想定される理由	48
X 剰余金の使途	48
XI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	48
1 施設及び設備に関する計画	48
2 積立金の使途	48
(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	49
1 予算	49
2 収支計画	50
3 資金計画	51
(別表) 法人の組織	52
1 教育研究組織(令和4(2022)年4月現在)	52
2 事務組織(令和4(2022)年4月現在)	53

令和4（2022）年度 年度計画の基本的な考え方

1 基本方針

世界は、新型コロナウイルス感染症、地球規模の気候変動という二つの大きな危機に直面している。新型コロナウイルスの感染拡大により大変な社会的・経済的な打撃を受けるとともに、我々の生活に大きな変容をもたらしている。そして、温室効果ガスの大量排出による地球温暖化が深刻化し、人類は多くの異常気象に見舞われており、この現状に対し、我々は先般、公立大学法人として『気候非常事態宣言』を発出し、率先した取組の推進を宣言したところである。

我々は、こうした変化を決して後向きに捉えるのではなく、顕在化した諸課題をむしろ前向きに積極的に捉え、公立大学法人一丸となって、持続的発展が可能な社会への貢献など求められる社会変容を機敏に捉え、取組を加速していかなければならない。

あわせて、大学間競争が熾烈さを増す中においては、社会変革に適応した教育研究体制の構築を進めるとともに、産業界や地域との連携を強化し、大規模災害のリスクへの対応や環境問題をはじめとした社会的な課題解決に貢献し、教育・研究の成果を広く社会に還元・発信し、その存在価値を高めていくことが求められている。

こうした中、高等教育機関においては、世界の牽引役となる人材の育成やイノベーション機能の強化など、各校の中軸となる「強み」や「特色」をより明確に示すことにより、自らが改善・発展する仕組みを構築することを通じて持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出すこと、そして、それを戦略的かつ効果的に発信していくことが重要となる。

わが法人も、厳しい競争から目を背けず、2大学1高専の強みを見極め、あらゆる側面から主体的に自己改革と組織の新陳代謝を進めていく必要がある。具体的には、前例に捉われることなく、豊かな人間性、創造性を兼ね備えた、世界の舞台で活躍できる人材を輩出することはもとより、東京都が設立した唯一の公立大学法人として、首都東京に集積する資源を最大限活用した教育研究をより一層強化するとともに、各校のプレゼンス及び認知度を継続的に向上させなければならない。

さらに、こうした取組を通じて、大都市の課題解決と持続的発展に寄与することにより、都のシンクタンク機能としての役割を果たすとともに、東京に立地する大学や研究機関等と連携し、地域社会の発展に貢献していくことも求められている。

第三期中期計画期間の最終年度となる2022年度は、計画の達成に向けて邁進することはもとより、第四期中期計画期間や「ポスト・コロナ」を見据え、2大学1高専がそれぞれの強みをどのように活かし、東京都や社会全体に還元できるかを改めて検討し、取組を推進していかなければならない。

また、各校の自主的・自律的な運営を支援する一方、公立大学法人として都民の付託に応えるべく、限られた人的・財政的資源を最大限活用し、最高の成果を実現していく必要がある。

そのため、計画の策定及び予算の見積りなどに当たっては、統計データなどの客観的事実に基づき、引き続きエビデンス・ベースで事業の妥当性等を検証するなど、中長期にわたる施策展開を支える強固な組織・財政基盤の構築を図る。

こうした基本的な認識の下、法人のより一層の飛躍と第三期中期計画の着実な達成に向けて、以下の取組を積極果敢に推進していく。

○ 教育・研究の充実

豊かな人間性と創造性を兼ね備えた世界で活躍できる人材育成のため、デジタル技術等を積極的に活用し、教育研究基盤の一層の強化を図る。

○ 社会貢献の推進

生涯現役都市の実現に向けた取組や社会人向けリカレント教育、持続可能性をテーマにした調査・分析など、都との連携強化及び教育研究成果の社会への積極的な還元を行う。

○ グローバル化への対応の加速

学生の留学支援や留学生の受入れにおいてコロナ禍を踏まえた対応等を充実させるとともに、オンラインも効果的に活用し、世界の大学等との国際連携を図るなど、質・量の両面から国際化を加速させる。

○ 組織運営基盤の強化

プレゼンス向上に向けたブランディング戦略の推進や情報セキュリティ対策の徹底、ライフ・ワーク・バランスの推進、コロナ禍後の新しい働き方を見据えた業務効率化、SDGs の取組を推進する。

2 令和4（2022）年度 年度計画の策定方針

令和4（2022）年度は、第三期中期計画の最終年度として、目標とする指標の達成に向けて中期計画に掲げた取組を推進する一方、次代を切り拓く高等教育機関として、次期中期計画の策定も見通しながら、新型コロナウイルス感染症の影響等による社会の変化を先取りして先駆的な取組を進め、この間に顕在化した新たな課題にも対応していくための計画を立案する必要がある。

このため、2022 年度年度計画の策定に当たっては、本方針の下、教育研究の更なる質の向上や業務の効率化等に向け、創造性ある取組に積極的に挑戦するとともに、社会経済状況や生活様式の変化や都及び国の政策動向にも機敏に対応して必要な見直しを行い、実効性の高い計画を精選して立案する。

また、PDCAサイクルを効果的に機能させ不断に業務の改善を図っていくため、令和3年度に行われた業務実績に関する見込評価の結果等を有効に活用するとともに、客観的な指標による現状分析に基づき、中期計画の達成に向けた到達点や課題を明らかにして、最終年度の計画立案に臨む。

さらに、計画の実施体制を明確にするとともに、法人全体として個々の取組が一体的に相乗効果をあげられるよう、法人内の各教育研究組織及び事務組織間の相互連携・協力を深める。

3 年度計画の期間

令和4（2022）年4月1日から令和5（2023）年3月31日までとする。

4 法人の組織

別表のとおりとする。

※□ 内は第三期中期計画

※年度計画文頭の記号について

【新規】…令和4（2022）年度より新規事項として実施する項目

【拡充】…従来の取組を拡充して実施する項目

【継続】…従来の取組を継続して実施する項目

※年度計画本文における学校名称について

都立大：東京都立大学

産技大：東京都立産業技術大学院大学

高 専：東京都立産業技術高等専門学校

I 東京都立大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 教育課程の見直し

- ① 豊かな教養・高度な専門性と社会への対応能力を備えた国際的にも通用する人材を育成するため、卓越した研究者でもある教員による高度でかつ一人ひとりの学生に真剣に向き合うきめ細かい教育や、総合大学の特長を活かした分野横断的な学びを促す教育等を推進するとともに、全部局におけるカリキュラムの再構築を平成 30（2018）年度に行う。

また、授業における TA 等を年間延べ 1,000 人以上配置するとともに、アクティブ・ラーニングの導入を推進する。

大学院においては、分野横断型（T 字型）プログラムを導入する。

(1-01)

【継続】令和 3（2021）年度に実施したアンケート結果を検証し、検証結果を踏まえた TA¹制度や TA を支援する研修の実施方法や予算配付方法等の見直し等を行い TA 制度の充実を図る。

【拡充】法学部内で選抜された法曹志望の学生に対して、学部段階から法科大学院と連携した教育を行う法曹コース²（法曹養成プログラム）を運営する。また、連携法科大学院とも連携し、コロナ禍においても十全な教育効果を損なわないような配慮を踏まえつつ、より充実した教育を行うとともに、早期卒業希望者・4 年修了予定者に対して各学生の学修状況に応じたきめ細かい学修指導を行う。

【継続】アクティブ・ラーニング³の推進や教育の質保証等に向け、教育改革推進事業の報告会等を実施し、進捗を確認するなどの取組を進めるとともに、対面授業再開後の授業において学生の満足度が得られるよう、ICT の部分的活用、アクティブ・ラーニングの推進の方法を共有し、教員が教育効果の高い授業が提供できる環境を整備する。また、教育に対する優れた取組を顕彰するための学長表彰制度を実施する。

【継続】デジタル技術を活用したシミュレーション教育におけるコンテンツの開発を行い、効果の高い教育・研究手法を創出するための取組を進める。

【継続】学生が自身の所属に関わらず、多様な科目を文理の枠を超えて主体的に履修する仕組みを令和 5（2023）年度の全学共通教育プログラムへの導入に向けて検討する。

¹ Teaching Assistant の略。大学教育の充実のため、都立大の大学院に在学する優秀な学生に対し、学部学生等の教育に係る補助業務を行わせ、これに対する手当支給により経済的支援を行うとともに、教育訓練の機会提供を図る制度。

² 「法曹コース」（連携法曹基礎課程）とは、都立大法学部において、国の定める要件を満たし、都立大法科大学院（又は他大学が設置する一以上の法科大学院）と連携して法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うものをいう。

³ 「アクティブ・ラーニング」とは、教員による一方向的な講義形式とは異なり、学修者の能動的な学修を促し、認知的、倫理的、社会的能力等の育成を図る教授・学習法。

- ② 外国語教育室（仮称）により「聞く、話す、読む、書く」の4技能を育成する英語教育プログラムを開発するとともに、全学共通科目及び専門科目（専門科目においては卒業要件ごと）において英語による授業を設置するなど、日本人学生の留学を促進する教育環境を充実させる。

また、1年次の外部英語試験受験率 96%以上を維持し、学生の語学レベルを把握し、英語教育の改善に活用する。

(1-02)

【継続】「外国語教育室⁴」において、新英語教育プログラムの実施に向けた準備を着実に進める。(1-44 再掲)

【継続】英語教育の改善に資するため、TOEIC 受験率 96%を維持し、学生の語学レベル把握に努める。実施の際は、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、感染防止対策を徹底する。(1-44 再掲)

◇ 多様な学修機会の確保

- ③ 社会ニーズ・学生ニーズに対応した教育を提供するため、企業や都等との連携を生かしたインターンシップ等を実施するなど、多様な学修機会の確保に努める。

(1-03)

【継続】現場体験型インターンシップ⁵について、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、学生及び実習先の健康・安全に配慮した新しい授業スタイルを確立し、学生・実習先及び都立大の三者が Win-Win となる関係の強化を図っていく。

【継続】文部科学省に採択された卓越大学院プログラム⁶における連携大学として、プログラムの円滑な実施と学生の受入れを行う。その他、観光産業を担う人材を育成する経団連観光インターンシップへの参加や、企業等と連携した実践的な PBL 教育の実施など、多様な教育プログラムを提供する。

【継続】Society5.0 時代において、データサイエンス・AI の技術の本質を理解し、これらの技術を利用したサービスやシステムを課題解決のために活用できる人材を育成するため、数理・データサイエンス副専攻コースを開講する。

- ④ 東京都立産業技術大学院大学（令和2年（2020）年3月31日までは産業技術大学院大学。以下同じ。）及び東京都立産業技術高等専門学校と連携し、海外交流プログラムを実施する等様々な分野での相互交流を図る。

また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。

(1-04)

【継続】2 大学 1 高専が参加するグローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）⁷を着実に実施し、プログラムの目的を達成する。(4-12 再掲)

【継続】2 大学 1 高専の連携体制を構築し、教職員間の情報共有・交流機会を強化して、事業を検討・推進する。(2-06、3-09、4-12 再掲)

⁴ 「外国語教育室」とは、都立大において、外国語教育のプログラム開発と運用に関する全学的な業務を統括し、外国語教育の環境整備及び一層の充実に資することを目的に設置された組織。

⁵ 「現場体験型インターンシップ」とは、主に1・2年次を履修対象として開講しているキャリア教育科目（夏季集中 2 単位）。東京都や特別区・市の他、東京都の関係団体、企業・その他法人とバラエティに富んだ実習（派遣）先を用意している。

⁶ 「卓越大学院プログラム」とは、文部科学省により選定され、海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築するプログラム。平成30（2018）年度に早稲田大学を拠点事務局とする他の12大学と連携して共同申請した「パワー・エネルギー・プロフェッショナル育成プログラム」が採択され、電力系とエネルギー・材料系を専門軸として、エネルギーの制度・経済に関する俯瞰的知識も養成する文理融合プログラムを実施する。

⁷ 「グローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）」とは、都立大、産技大及び高専の学生がチームを組み、国内外のフィールドワーク等を通じて、課題解決力やコミュニケーション能力を養う海外体験プログラム。

◇ 厳格な成績評価・卒業認定

- ⑤ 共通の成績評価基準を平成 29 (2017) 年度に導入するとともに、学修のパフォーマンス評価 (ルーブリック等) を導入するなど、厳正な成績評価を実施することにより、社会に対する学生の質保証を促進する。

(1-05)

(年度計画なし)

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 教育改革を推進する取組の強化

- ① 全学的な教育改革を一層推進するため、平成 28 (2016) 年度に受審した機関別認証評価の結果等を踏まえ、教学 IR に基づく教育成果の把握・検証を通じて、更なる改善につながる教学マネジメントサイクルを展開する。

(1-06)

【継続】全学的な教育改革の一層の推進に向けて、教学 IR⁸データを更に充実させるとともに、ニーズに応じた分析を積極的に行うことなどにより、分析結果に基づく各部局の教育改善を促す。

【継続】教育改善へとつなげるサイクルの構築に向けて、令和 3 (2021) 年度に公表したアセスメント・ポリシー⁹に基づき学修成果の把握・検証等を実施する。

【拡充】文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び国立研究開発法人科学技術振興機構「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の実施により、研究力に加え異分野融合・広視野・主体性・国際性を兼ね備えた双対型人材を育成するため、博士後期課程の研究力強化とキャリアパス支援の拡充を図る。

◇ 学修支援環境の整備

- ② アクティブ・ラーニングスペースや大学院生の研究スペースの充実、ICT を活用した学習環境の構築など、学生一人ひとりが快適で充実した学生生活を送ることができるキャンパス学修環境を整備・拡充する。

(1-07)

【拡充】コロナ禍において、快適で充実した学生生活を送ることができるキャンパス学修環境の整備・拡充に向けて、教育研究用途の各種システム更新、PC 教室のシステム更新及び環境整備、ラーニング・コモンズ¹⁰の利便性の更なる向上に向けた取組などを実施する。また、学内ネットワークの強化等教育研究の基盤となるインフラ整備を進めるとともに、大学教育のデジタルライゼーション推進に努める。

◇ 教育の質の改善

- ③ FD 活動への積極的な参加を促す仕組みの構築、大学院における FD の充実など、FD 活動の更なる活性化により教育改革の全学的推進及び教育の質の更なる向上を図る。

(1-08)

【継続】全学と部局の FD¹¹活動の連携を強化し、部局 FD の更なる活性化を図るとともに、学修者本位

⁸ 教学 Institutional Research の略。大学の計画策定、意思決定等を支援するための情報を提供する目的で、教育・学修に関するデータを対象として調査・分析を行うこと。

⁹ 「アセスメント・ポリシー」とは、学生の学修成果の評価について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた方針。

¹⁰ 「ラーニング・コモンズ」とは、大学図書館等における、学生が学習のために集うことのできる共有スペース。グループ活動エリア、プレゼンテーションエリア、PC 利用エリア等、個人の自習環境に加え、グループワークにも適した学習環境のこと。

¹¹ Faculty Development の略。教育の質の向上を図るため、教育理念・教育目標や授業内容・方法について組織的な研究・研修を実施する大学の取組。

の教育を提供するための教授法にかかる必要な知識・技能等を身に付けられるよう FD 関連セミナーを企画・開催する。

- ④ 教育改善につながる制度として、四半期制度を導入できる体制を平成 29（2017）年度以降順次整備するとともに、科目ナンバリングを平成 30（2018）年度以降順次導入する。

(1-09)

(年度計画なし)

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

◇ 支援体制の充実等

- ① ボランティアに関する情報提供や相談支援を充実することにより、ボランティアに対する学生の意識醸成を図るとともに、近隣の地域や大学、自治体等と連携して課外活動としてのボランティア活動を支援する。

また、独自のボランティアプログラムを展開するなど、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるボランティアリーダーの育成に資する活動を実施する。

(1-10)

【継続】 社会情勢も踏まえたボランティア活動における知識や技術の蓄積、継承、リーダーシップを発揮できる学生を育成し、実践的な活動と学習を連動させた、安全で魅力のあるプログラムを提供する。

(1-32 再掲)

【継続】 東京 2020 大会を契機としたボランティアの文化を維持し、地域、自治体、大学等と連携した活動をより活発に行い、コロナ禍以前と同様のボランティア活動ができるよう機会提供を実施していく。(1-32 再掲)

【継続】 都立大におけるボランティア文化の醸成・定着を図るため、ボランティアの価値や意義の発信、学外ボランティア団体からの情報収集、各種イベントの実施による相談環境の整備、学内登録団体への支援、高専との連携等を推進する。

【継続】 ボランティアセンターに関した卒業生を中心に卒業生ネットワークを構築する。卒業生には情報や活動の場を提供し、卒業生からは豊富な経験やリソースを大学に還元してもらうことにより、在学生の将来のキャリアに対するビジョンの育成を図る。

- ② 課外活動における指導者や顧問の位置付けを明確化するとともに、教員が顧問に就任しやすい環境を整備するなど、課外活動への十分な支援を図る。

(1-11)

【継続】 大学の知名度・ブランド力向上のため、提案公募による課外活動支援制度により、学生の課外活動への十分な支援を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた課外活動の正常化を促す。

【新規】 課外活動での重大事故を受け、活動における危険性について、各団体が自主的に共有し継承する仕組みづくりを支援するとともに、研修等により、リスク管理について学ぶ機会を提供する。

【継続】 顧問が就任しやすい環境整備のために、課外活動団体との調整を行う。

- ③ 健康支援センターの組織体制の見直しや、医務室と学生相談室との連携の一層の強化により、健康支援を充実させる。健康診断受診率については、90%を達成する。

(1-12)

【継続】健康診断の実施に当たっては、感染症対策を徹底し、学生が受診しやすい環境整備を行う。また、学生相談においては、対面以外の相談方法として電話相談、メール相談、オンラインによる相談を実施し、安心して相談できる機会を提供する。

- ④ 授業料の減免や奨学金の貸与・給付など、様々な経済的支援を充実させる。

(1-13)

【継続】国の高等教育の修学支援新制度の対象校として、大学等修学支援に基づく給付奨学生の推薦（申込採用時・進級継続時）を適切に行うとともに、新制度給付奨学生に対し、確実に新制度による授業料減免を実施する。

【継続】国の高等教育の修学支援新制度に加え、国の新制度より支援対象が広い都立大独自の授業料減免制度を十分に周知することで、より多くの学生の経済的支援を実施する。

◇ 障がいのある学生等に対する支援

- ⑤ 性別や文化的相違、障がいの有無等に対し、構成員へのきめ細かな支援体制を整備し、関連部署が連携してダイバーシティを推進する。

(1-14)

【継続】支援を要する学生数の増加や支援内容の多様化に対し、安定的かつ継続的に対応できる体制を整備するとともに、教職員及び障がい者支援スタッフの理解促進やスキル向上を図る。

【継続】国籍・文化・宗教の相違等、多様性を踏まえた構成員に対する支援策を検討、実施する。

【継続】学生や教職員など学内構成員に向けた講演会を実施し、セクシュアル・マイノリティへの理解啓発を促進する。

◇ キャリア形成支援

- ⑥ 学生の適切な進路選択につながるよう、OB・OG ネットワークの活用など多角的なアプローチにより、キャリア形成支援の強化を図る。

(1-15)

【継続】OBOG ネットワークについて、既卒者で未登録の者に対する再度の登録依頼の実施や就職活動を終了した現役学生への登録依頼を実施し、登録者数を増加させるとともに、既存の登録情報の更新や整理を行い、学生にとって真に有効な情報とする。また、OBOG 参加行事については、参加学生の満足度を高め、より適切な進路選択を行えるよう、令和3（2021）年度の実施結果を踏まえ、内容の見直しや改善等を実施する。

【継続】令和3（2021）年度就職活動における新型コロナウイルス感染症の影響を整理するとともに、就職ガイダンスや実践講座などの既存のキャリア支援行事について、令和3（2021）年度の非対面方式での実施結果等を踏まえ、見直しや改善、新規支援事業の企画等を実施する。また、令和6（2024）年卒学生の就職スケジュールの変更を注視し、状況に応じた適切且つ速やかな対応を実施し、就職活動を行う学生が不利益を被らない支援体制を構築する。

【継続】大学院生（博士後期課程）や外国人留学生への支援強化を継続し、既存のキャリア支援策、支援行事及びキャリア・就職相談体制等について、令和3（2021）年度の実施結果及び新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、見直しや改善等を実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

◇ 入試改革の推進

- ① 平成 29 (2017) 年度にアドミッション・センターを設置し、教学 IR に基づく入学者選抜方法の検証・改善を行い、外部英語試験の活用も含め、令和 2 (2020) 年度以降に実施予定の大学入学者選抜改革に対応する。

また、国際バカロレア資格等を活用した入試を拡大するとともに、AO 入試等の多様な選抜による募集人員を全体の 30%に拡充するなど、志の高い多様な学生を選考するための入試制度を充実させる。

(1-16)

【継続】新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、学部及び大学院における入学者選抜を円滑に実施する。また、大学入学者選抜改革に対応するため、アドミッション・センターにおいて、「学力の 3 要素¹²」の多面的評価を目的とした学部入試制度及び選抜方法などの分析・設計、高大連携・接続事業の推進及び教育機関との連携、並びに多様な選抜の定員充足率向上や募集人員拡充に向けた検討を進め、質の高い学生を安定的に獲得する。

【継続】アドミッション・ポリシー¹³に合致する質の高い学生の更なる獲得に向け、令和 4 (2022) 年度入試における利用状況等を検証した上で、インターネットによる出願受付を実施する。

◇ 入試広報による発信

- ② 育成する人材像や本学の特色ある教育内容など、大学選択に必要な情報を志願者、保護者及び高校等教員を対象として、効果的に発信する。

(1-17)

【継続】大学説明会について、過年度実績及び新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえた上で、Web やオンラインの活用等、実施方法、企画内容の検証・改善を継続して行うとともに、令和 5 (2023) 年度入試に関する情報及び令和 6 (2024) 年度入試以降の入試制度に関する情報提供等、内容の充実を図る。

【継続】志願者獲得に効果的な地域での進学ガイダンスへの参加や、高校への訪問活動を積極的に行うとともに、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえた上で、Web やオンラインの活用等、高校等教員や志願者の保護者に向けた情報提供の機会を拡充することにより、令和 5 (2023) 年度入試に関する情報及び令和 6 (2024) 年度入試以降の入試制度に関する情報等の提供について、内容の充実を図る。

◇ 高大連携等の推進

- ③ 本学の持つ高い教育力・研究力を生かし、都立高校等を対象とした教育支援等により連携強化を図るとともに、都立高校生の入学を促進する AO 入試等の多様な選抜を拡充する。

(1-18)

【継続】東京都教育委員会や都立高校等との連携を強化し、都立高校生等に大学レベルの課題研究を実地に学ぶ機会を提供する仕組みを検討する。また、アドミッション・ポリシーに合致した質の高い学生を安定的に確保するため、都立高校生等の入学を促進する多様な選抜を検討する。

¹² 「学力の 3 要素」とは、「基礎的な知識及び技能」「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的に学習に取り組む態度」という、三つの要素のこと。

¹³ 「アドミッション・ポリシー」とは、各大学が、当該大学・学部等の教育理念等に基づく教育内容等を踏まえ、入学者を受け入れるための基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果を示すもの。

(表1) 東京都立大学 学部入試状況

(単位:人、倍)

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
一般選抜	募集人員	1,248	1,248	1,206	1,206	1,194	1,097
	志願者数	8,481	8,561	8,254	8,593	7,885	7,758
	志願倍率	6.80	6.86	6.84	7.13	6.60	7.07
	入学者数	1,358	1,352	1,299	1,277	1,242	1,195
多様な選抜・特別選抜	募集人員	322	322	364	364	376	473
	志願者数	519	551	587	657	703	1,233
	志願倍率	1.61	1.71	1.61	1.80	1.87	2.61
	入学者数	255	264	332	349	364	397

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 基礎研究と課題解決型研究の推進

- ① 高いレベルにある基礎研究力の維持・強化を図るため、世界をリードする研究を重点的に推進し、被引用度の高いトップ10%論文の割合を10%以上にし、国際共著論文の割合は33%以上を維持する。
- また、卓越した研究を支援するために、学術刊行物・電子ジャーナル・データベース等の学術情報基盤及び先端的研究機器などの研究基盤の整備・充実を図る。

(1-19)

- 【継続】新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、学長裁量枠による国際共同研究支援を推進するとともに、国際共著論文割合や被引用度トップ10%論文¹⁴割合増加に向けた支援策を実施する。
- 【継続】蔵書構成の現状、及び電子資料を含む各種資料に対するニーズを把握し、選書基準の改訂、電子資料を巡る動向の把握を進めるとともに、アクセシブルな書籍等の充実を図る。また貴重資料の更なる活用（電子公開など）や保全に向けて、調査、整理を進める。
- 【新規】都立大学の外部資金獲得促進を含めた研究力の向上に向けて、学内研究費の効果的な配分のあり方や、全学的な研究情報基盤の整備等について検討を行う。

- ② 東京都立の総合大学として、自治体、試験研究機関、企業等の多様な機関との連携強化、分野横断的・学際的研究プロジェクトの立ち上げ等により、東京をはじめとする大都市の先端的課題の解決に資する研究を推進する。

(1-20)

- 【継続】大都市の先端的課題解決に取り組む研究センター等による分野横断的・学際的な研究プロジェクトを推進する。
- 【継続】ローカル5G¹⁵環境を活用し、高度通信社会における課題解決型研究や、Society5.0の実現に向けた社会実装が期待される研究を推進する。

¹⁴ 「トップ10%論文」とは、被引用回数が各分野、各年で上位10%に入る論文。科学論文の定量的な指標として用いられる。

¹⁵ 「ローカル5G」とは、地域や産業の個別のニーズに応じて、地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの事業のために利用できる5Gシステム。

◇ 重点研究分野の設定

- ③ 本学の強み、特色を有する国際的研究拠点の形成を目指す既設の研究センター及びその関連分野に対する戦略的・重点的支援により、研究センターの外部資金獲得額を、平成 26 (2014) ～28 (2016) 年度の平均獲得額比で 150%以上に増加させる。

また、新たな強みとなる研究分野の一層の育成・支援を行うことで、第三期中期計画期間終了時において、研究センター設置数 12 拠点を実現する。

(1-21)

【継続】新型コロナウイルス感染症の影響により、共同研究や受託研究の相手先企業等が研究活動を控えることが懸念される状況ではあるが、研究センター等に対する積極的な支援を継続し、平成26(2014)～28(2016)年度平均獲得額対比で外部資金獲得額 150%を目指す。

【継続】都立大にとって新たな強みとなり得る研究グループの創生を行うとともに、総合研究推進機構¹⁶における戦略的な研究分野の育成・支援など研究センターの質の向上に向けた取組を実施する。

(1-24 再掲)

◇ 研究成果の発信

- ④ 質の高い情報コンテンツの実現を図り、多様な情報媒体の活用や多様な機関等との連携を通じて、研究成果の国内外への効果的な発信を推進し、本学のプレゼンスの更なる向上を図る。

また、首都東京にある公立の総合大学として、先鋭的かつ複合的に現れる様々な大都市課題に対して、個々の研究成果を分野横断的に重層化・複合化させながら実効性の高い解決策を提案するなど、都や世界の諸都市にその研究成果を広く還元する。

(1-22)

【継続】都立大のプレゼンスの更なる向上を図るため、国内外への積極的な研究広報を実施する。

【継続】東京都立大学オープンユニバーシティ¹⁷において、学術最先端の研究内容を紹介する「科学が開く未来への扉（研究センター紹介シリーズ）」、都立大教員の専門的かつユニークな研究を紹介する「プレミアム講座」を継続開講する。またオンライン専用のオンラインスペシャル講座の充実化を図る。

【継続】東京都立大学オープンユニバーシティにおいて、高校生向け講座の充実化を図る。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 組織的かつ戦略的な研究推進の取組

- ① 全学的かつ戦略的な研究支援事業を強化するために、総合研究推進機構の活動を一層広げ、研究推進体制の更なる充実を図る。

(1-23)

【継続】総合研究推進機構において、組織的かつ戦略的な研究支援事業を実施する。

- ② 新たな研究分野創生への挑戦を重点的に支援するために、研究費や研究スペースを戦略的・効果的に配分し、その進捗管理を徹底するなど、組織的・総合的なプロジェクトマネジメントの強化を通じて、分野横断的・学際的な研究プロジェクトを推進・強化する。

(1-24)

【継続】都立大にとって新たな強みとなり得る研究グループの創生を行うとともに、総合研究推進機構

¹⁶ 「総合研究推進機構」とは、研究戦略の立案を行う研究戦略企画室と、科研費獲得から産学連携まで一貫して研究推進を行う研究推進課から構成され、学内の研究活動の更なる活性化と国内外での研究大学としてのプレゼンス向上を目的として設置された組織。

¹⁷ 「東京都立大学オープンユニバーシティ」とは、生涯学習の拠点として、各種講座の提供等を実施する組織。

における戦略的な研究分野の育成・支援など研究センターの質の向上に向けた取組を実施する。(1-21 再掲)

【継続】URA と事務職員が協働して研究プロジェクトを運営する体制を強化することで、研究推進課全体のプロジェクトマネジメントスキルの向上を図る。

【継続】若手研究者を中心に、戦略的に研究費を配分することで、都立大の将来を担う研究者の支援・育成を積極的に推進する。

③ 研究力強化を図るため、世界トップレベルの外国人研究者を招へいする仕組みを構築する。

(1-25)

【継続】コロナ禍を踏まえた上で、海外の有力な研究者や研究機関との連携強化のため、研究センターの主催するイベント等における海外の研究者の招へいを積極的に支援する。

【継続】研究力の更なる向上に向け、令和4(2022)年度からトップ研究者1名を招へいするため、必要な研究環境等の整備を進める。

◇ 研究支援体制及び環境の整備

④ 若手研究者海外派遣支援プログラムの実施を通じて、本学の国際交流・研究活動の将来を担う研究者の国際的な研究ネットワークの構築を推進し、今後のグローバルな研究交流の発展の基礎を築いていく。

(1-26)

【継続】コロナ禍における国の渡航制限等の状況を適宜把握するとともに、若手研究者海外派遣支援制度¹⁸及び若手研究力強化派遣制度¹⁹を各制度の特徴を生かしながら適切に運用することで、海外での研究に専念できる環境を提供し、研究力の強化を図る。(1-52 再掲)

⑤ 国際的な研究ネットワークの形成による国際共同研究や人材交流を促進することにより、国の国際研究プロジェクト採択数及び外国機関との共同・受託研究契約件数を、第二期中期計画期間の累計件数比で200%以上とする。

(1-27)

【継続】新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、国外の大学や研究機関との連携強化のため、海外で行われる産学連携関連のカンファレンスや、技術見本市等に積極的に参加し、都立大の研究情報の発信と海外の情報収集を行う。(1-53 再掲)

⑥ 研究計画調書の作成支援やヒアリング審査支援を行うことなどにより、科学研究費補助金等の競争的資金獲得の強化を図り、科研費新規採択率を30%以上にするとともに、国の大型プロジェクトとして12件以上の採択を獲得する。

(1-28)

【継続】全国的な申請数の増加など競争激化の中で、科研費新規採択率(研究種目「挑戦的研究(開拓・萌芽)」を除く)30%以上を継続して達成するために、申請、採択状況の体系的分析結果を踏まえて、教員向けのイベントや情報の提供、申請書作成支援等を実施する。

【拡充】競争的資金獲得に資するため、国の公募情報の提供や、申請書作成支援等を実施する。

¹⁸ 「若手研究者海外派遣支援制度」とは、海外における大学等研究機関において研究を行う研究者の派遣を支援することにより、都立大の国際交流・研究活動の将来を担う研究者を養成するとともに、研究者の国際的な研究ネットワークの構築及び国際共同研究等の交流活動を促進することを目的とするプログラム。

¹⁹ 「若手研究力強化派遣制度」とは、都立大の国際交流・研究活動の将来を担う研究者に対し、海外における大学等研究機関において研究活動に専念する機会を提供し、専門分野に関する研究能力の向上を目的とするプログラム。

- ⑦ 基本的な研究施設・設備の共用化、維持管理の一元化を図るため、平成 30（2018）年度に研究機器共用センター（仮称）を設置し、研究施設・設備の戦略的な運用体制を構築する。

また、先端研究環境の整備を図り、国内外に研究機関としての魅力発信を可能とすることで、共同研究の推進につなげていく。

(1-29)

【拡充】 共用機器を拡充するとともに、日野キャンパス新棟の機器共用センター施設開設及び学外開放に向けた運用方法・体制を整備する。また、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定する。

【新規】 リモートで研究を実施できる環境の整備を進め、遠隔操作による共同実験など、スマートラボ化に向けた実証実験を行う。

【拡充】 教育研究内容の充実化を下支えするため、ローカル 5G 環境を継続的に運用・改善するとともに、民間企業等へのフィールド提供等を通じて、更なる有効活用を図っていく。

◇ ダイバーシティ

- ⑧ 多様な研究者が安心して研究に取り組めるよう、制度面・施設面における環境整備を図ることにより、研究センターに所属する外国人研究者比率 30%以上、全学の女性教員比率 20%以上を実現する。

(1-30)

【継続】 研究センターにおける所属外国人研究者比率の向上に向けた取組を推進する。

【継続】 ハラスメント防止研修の実施等、女性教員がより働きやすい職場環境を整備するとともに、各種休暇・休業制度の周知や公募時に妊娠・出産・育児等の両立支援制度を掲示し、公募における女性教員の応募を推進するなど、有為な女性教員を確保・育成するための取組を行う。（4-04、4-29 再掲）

【継続】 専門相談（ライフ・ワーク・バランス相談、女性の健康相談）や講演会等の開催を継続して実施するとともに、ライフ・ワーク・バランス実現のための研究支援制度について、都立大の構成員がより利用しやすく、効果的な制度を検討・実施する。

【継続】 学内構成員の子育て支援を目的とした一時保育施設を安定的に管理運営するとともに、構成員のニーズに即した支援策を検討、実施する。

3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 施策提案

- ① 都民生活の質的向上を図るため、子供の貧困や火山災害対策等の課題解決に向けて、都民・都政のニーズを的確に反映した解決策等の提言・提案をこれまで以上に行えるよう、都立の大学として全学的な都連携推進機能を一層強化し、首都東京のシンクタンクとしての役割も果たす。

また、大都市課題解決に資する学際的大型プロジェクトを 10 件以上創設する。

加えて、都が設置する東京都市外交人材育成基金（以下「都市外交人材育成基金」という。）を活用し、海外諸都市からの留学生を受け入れて実施する「高度研究」等を推進し、都と海外諸都市に共通する都市課題の解決に向けて、その研究成果を広く還元する。

(1-31)

【継続】 都の大都市課題解決に資するため、産学公連携センターを中心に、コロナ禍においても、社会情勢を的確に反映した施策を都に提言・提案する。また、既存都連携プロジェクトの継続実施支援を行うとともに、行政ニーズと研究シーズのマッチング機能を強化し、新たな学際的プロジェクトの組成を行う。

【新規】TMU サステナブル研究推進機構²⁰の取組の一環として、総合大学ならではの創発的な発想により、持続可能な未来社会を切り拓くことが期待される独創的・先駆的な優れた研究を推進する。

【継続】「高度研究」プロジェクトについて、継続プロジェクトの支援強化を図る。

② パラリンピック競技や障がい者スポーツの体験を交えた講習会を実施するなど、障がい者スポーツの普及振興を図るとともに、学内外に向けたオリンピック・パラリンピックに関する教育活動を通じて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた機運を醸成する。

また、学際的研究プロジェクトを5件以上創設し、その研究成果を都政や社会に還元することで、大会の成功とレガシーの継承に貢献する。

(1-32)

【継続】東京 2020 大会後の取組として、培ってきた研究成果や障がい者スポーツに対する支援実績を活かし、障がい者スポーツ関連団体への貸出等による荒川キャンパス体育施設の活用や都民向け講習会、オンラインイベントの実施等により、これまで以上に障がい者スポーツの理解促進と裾野拡大を図るとともに障がい者スポーツを定着させる活動を通し、全ての都民がいきいきと生活、活躍できる都市の実現に貢献していく。

【継続】社会情勢も踏まえたボランティア活動における知識や技術の蓄積、継承、リーダーシップを発揮できる学生を育成し、実践的な活動と学習を連動させた、安全で魅力のあるプログラムを提供する。

(1-10 再掲)

【継続】東京 2020 大会を契機としたボランティアの文化を維持し、地域、自治体、大学等と連携した活動をより活発に行い、コロナ禍以前と同様のボランティア活動ができるよう機会提供を実施していく。(1-10 再掲)

【継続】東京 2020 大会を契機として培ったパラスポーツの知識や、コロナ禍など制限がある中でのボランティア活動体験等を共有するとともに、地域、自治体、大学等の連携イベント等で還元する。

【継続】健康福祉学部4年制の選択科目として「障害者スポーツ論」を開講し、広く履修の機会を提供するとともに、学修の成果を実践する場も用意して、学部全体で障がい者スポーツの更なる理解促進を図る。

◇ 人材育成等を通じた連携の推進

③ 都市政策研修、管理職候補者研修等の継続実施等により、都・区市町村等の人材育成に貢献する。

また、新設する都市政策科学科及び大学院都市政策科学域において、大都市課題解決に係る文理融合型教育を実施するなど、公共政策部門で活躍する人材を育成・輩出するために必要な教育プログラムの充実を図る。

(1-33)

【継続】都をはじめとする自治体等行政機関の人材育成に貢献するにあたり、都市政策、経営管理等の研修を受託する。

【継続】文理融合型カリキュラムの科目「プロジェクト型総合研究」及び「課題別総合研究」を中心とした大都市課題解決に係る授業を実施することにより、公共政策部門で活躍する人材を育成・輩出する。

²⁰ 「TMU サステナブル研究推進機構」とは、持続可能な社会の実現に向け、SDGsの課題解決に資する調査研究機能を強化し、研究成果を都政へ還元することを目的として設置された組織。

- ④ 社会的要請を踏まえた高度専門人材の育成を通じて、都の施策との連携を推進するため、グローバルな金融市場で活躍できる「高度金融専門人材」を育成・輩出する。

(1-34)

【継続】 グローバルに活躍できる高度金融専門人材を養成するためのプログラムを提供するとともに、高度な金融実務の実践的課題を解決するための金融工学における最先端研究を実施する。

- ⑤ 新たな国際共同研究・産学連携等を促進するため、都市外交人材育成基金による留学生をはじめとした修了生とのネットワーク構築を推進する。

(1-35)

【継続】 都市外交人材育成基金²¹及びアジア人材育成基金、並びに東京グローバルパートナー奨学金プログラム²²で受け入れた留学生（在学生・修了生）が一堂に会する機会をオンラインの活用等を踏まえ開催し、留学生と本学及び都とのつながりを強化する。(1-55 再掲)

【継続】 高度研究の修了生又はその所属する大学等研究機関と行う国際共同研究を支援することで、高度研究の修了生との研究ネットワークを強化する。(1-55 再掲)

【継続】 社会情勢も踏まえつつ、学内への周知等によって、帰国留学生短期支援制度に対する理解を促進し、応募数の確保を目指す。(1-55 再掲)

◇ 試験研究機関等との連携

- ⑥ 都の各局及び東京都立産業技術研究センター、東京都医学総合研究所、東京都健康長寿医療センター等との連携・協働を強化し、共同研究プロジェクト等を推進するとともに、共同研究成果発表会、研究シーズの開示など、相互交流を推進する。

(1-36)

【継続】 産学公連携センターを中心に、東京都医学総合研究所等、都の関連研究機関との相互交流を組織的に実施し、将来の感染症対策に資する研究をはじめとした共同研究プロジェクト等を推進する。

(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

◇ 産学公の連携推進

- ① 共同研究・受託研究による外部資金について、第三期中期計画期間内に、第二期中期計画期間の平均金額比で120%以上の獲得を実現する。

また、技術移転活動の強化等による研究成果の還元の多様化を図り、大学発ベンチャー支援を促進することで、大学発ベンチャーを累計で10社設置する。

(1-37)

【継続】 産学公連携センターと2大学1高専が連携して組織体制の強化を図り、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、外部資金獲得促進のための施策を実施する。(4-15 再掲)

【継続】 知財管理の効率化を進め、データを可視化することにより、技術移転活動を強化・促進する。(4-20 再掲)

【拡充】 都立大発ベンチャーの更なる創出に向けて起業講座を拡充するとともに、他大学との連携による新たな支援策の検討を開始する。

²¹ 「都市外交人材育成基金」とは、東京と世界各都市との発展に向け、その相互の交流及び協力を担う人材の育成に資する施策の推進に要する資金に充てるため、都が設置する基金。

²² 「東京グローバルパートナー奨学金プログラム」とは、優秀な留学生を受け入れ、多彩な基礎研究や応用研究、大都市課題研究等を推進することで、高度知日派人材の育成を図るとともに、都立大の研究力をより一層向上し、東京ひいては世界の発展に貢献することを目的としたプログラム。

- ② 大学の研究成果を企業等と連携したイノベーション創出につなげるため、国内外の大学及び研究機関、企業等との連携を強化し、研究成果の社会実装に向けた産学連携を推進する。また、日野キャンパスを軸として工学分野の教育研究拠点の強化を図り、多摩地域の産学公協働インキュベーションセンター構築に向けた取組を推進する。

(1-38)

【継続】他大学・研究機関、企業等との相互交流推進により連携を強化し、共同研究プロジェクト等を実施するとともに、産学連携向け公募案件の獲得に向けて取り組むことにより、研究成果の社会実装に向けた産学連携を推進する。

【継続】多摩地域における産学公連携拠点として、日野キャンパス新棟の産学公連携スペースの活用方法について具体的な計画を策定するとともに、効果的な広報手段の検討に取り組む。

◇ 地域との連携

- ③ 福祉、防災、まちづくり、コミュニティビジネスなど地域課題解決に向けて、都内外の自治体のほか、地域におけるインターフェースの役割を果たす金融機関・NPO等、様々な担い手との連携を強化する。

(1-39)

【継続】産学公連携センターを中心に、各キャンパスの特長を踏まえながら、地域課題解決に向けて、金融機関、民間企業、区市町村等との連携を強化し、地域支援に関する取組を推進する。

◇ 生涯学習

- ④ 都民や企業等のニーズを踏まえたオープンユニバーシティ講座の更なる充実を図るとともに、インターネット上で講義内容等無償公開するオープンコースウェアの充実により、本学の学術成果等を都民に還元し、社会人向けのリカレント教育などに資する学修環境を整備する。

(1-40)

【継続】生涯現役都市の実現に向けて、オープンコースウェア²³の環境を構築するとともに、東京都立大学オープンユニバーシティ無料講座や東京都立大学プレミアム・カレッジ²⁴の模擬授業等を含むコンテンツ拡充などに取り組み、都立大における生涯学習環境の更なる充実を図る。

【継続】東京都立大学オープンユニバーシティにおいて、特別区協議会をはじめ、東京都、区市町村、その他地方公共団体等と受講者ニーズを反映した連携講座を実施するとともに、都立大のプレゼンス向上にも寄与する。

【継続】東京都立大学オープンユニバーシティにおいて、令和元（2019）年度に見直した講座体系の拡充を実施するとともに、オンライン講座や対面式講座それぞれのニーズに対応することで、様々な受講者の受講機会拡大を図る。

（表2）東京都立大学オープンユニバーシティ開講数及び受講者数推移

（単位：人）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
開講講座数	254	253	243	265	321	34
受講者数	3,471	3,672	3,368	4,025	5,421	528

²³ 「オープンコースウェア」とは、大学等で正規に提供された講義とその関連情報のインターネット上での無償公開活動のこと。

²⁴ 「東京都立大学プレミアム・カレッジ」とは、50歳以上の様々な経験を積んだ学習意欲の高いシニアを対象とする、「学び」と「新たな交流」の場で、総合大学の強みを活かした多様な体系的なカリキュラムを提供。

- ⑤ 人生 100 年時代を豊かに過ごせる生涯現役都市の実現に寄与する「100 歳大学」の取組の一環として TMU プレミアム・カレッジを開講するなど、東京都立大学が有する豊富な教育研究資源を活かすとともに東京都と緊密に連携し、シニア層の更なる学びの意欲に応える、新たな学びと交流の場を提供する。

(1-40-2)

【継続】本科、専攻科及び研究生コースにおいて、最長 4 年間学び続けられる東京都立大学プレミアム・カレッジを、コロナ禍においても十分な教育を提供できるよう、カリキュラム等の充実を図りながら円滑に運営する。また、生涯学習推進センターを円滑に運営して、生涯現役都市の構築をさらに推進する。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ 教育の国際通用性

- ① 教育改善につながる制度として、四半期制度を導入できる体制を平成 29（2017）年度以降順次整備するとともに、科目ナンバリングを平成 30（2018）年度以降順次導入する。（再掲）

(1-41)

(年度計画なし)

- ② 国際バカロレア資格等を活用した入試を拡大していく。（再掲）

(1-42)

【継続】各学部・研究科における教育の国際通用性の向上を図る取組の状況を踏まえつつ、教育プログラムと入学者選抜の両面から、国際社会で活躍できる人材の育成に資する取組の方向性を検討する。

◇ 学生の海外派遣の拡充

- ③ 留学が必須のカリキュラムである国際副専攻コースを着実に実施するほか、留学ガイダンスや留学英語講座等各種の留学促進策を推進し、1,350 人程度の海外留学を達成する。
また、中長期留学の促進に向け、学生の意識醸成、環境の整備等に取り組む。

(1-43)

【継続】国際副専攻コースについて、より効果的なコース運営に向けて見直しを進めるとともに、同コース及びグローバル人材育成入試に係る広報活動をオンラインの活用等も踏まえ積極的に展開する。

【継続】学生の安全を第一に考えたうえで、コロナ禍でのオンラインの活用等も考慮のうえ、奨学金プログラムを着実に実施するとともに、留学促進に向けた取組を全学的に実施する。

【継続】オンラインツールも取り入れつつ、学生の留学意欲向上に資するガイダンスや授業等を着実に実施する。

【継続】世界を舞台に各界の一線級で活躍するゲストスピーカーによる講義からなる授業を開講し、学生が分野を問わずに横断的に思索を巡らせる機会とする。

（表 3）東京都立大学 派遣留学生数推移

（単位：人）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
中長期(3か月超～1年)	56	59	67	80	57	0
短期(2週間以上～3か月以内)	144	152	178	179	175	0
合計	200	211	245	259	232	0

- ④ 外国語教育室（仮称）により「聞く、話す、読む、書く」の4技能を育成する英語教育プログラムを開発するとともに、全学共通科目及び専門科目（専門科目においては卒業要件ごと）において英語による授業を設置するなど、日本人学生の留学を促進する教育環境を充実させる。

また、1年次の外部英語試験受験率96%以上を維持し、学生の語学レベルを把握し、英語教育の改善に活用する。（再掲）

(1-44)

【継続】「外国語教育室」において、新英語教育プログラムの実施に向けた準備を着実に進める。（1-02 再掲）

【継続】英語教育の改善に資するため、TOEIC 受験率96%を維持し、学生の語学レベル把握に努める。実施の際は、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、感染防止対策を徹底する。（1-02 再掲）

- ⑤ 海外企業や研究機関等のインターンシップ先を積極的に開拓し、インターンシッププログラムの充実を図る。

(1-45)

【継続】コロナ禍でのオンラインの活用等も考慮のうえ、海外企業インターンシップの新たな受入先企業の開拓を進める。

【継続】グローバルに活躍できる理系人材の育成に向け、「海外インターンシップ体験」を実施するとともに、令和4（2022）年度に実施するプログラムの成果及び内容を検証の上、令和5（2023）年度に実施するプログラムを企画する。

◇ 外国人留学生の受入れ

- ⑥ 国費留学生の積極的受入れ、短期受入プログラムの充実などを行い、在籍留学生数を本学学生の約1割である900人程度に拡大するとともに、留学生と日本人学生が共に学び、互いが刺激し合い高め合える環境の整備を推進する。

(1-46)

【拡充】社会情勢を踏まえつつ、外国人留学生の受入れ拡大に向けた国内外でのプロモーション活動の充実に取り組む。

【継続】社会情勢を踏まえつつ、SATOMU プログラム²⁵を充実させ、短期留学生のニーズに応じた教育を展開する。

【継続】協定大学の学生を対象として、オンラインの活用等も踏まえ夏期及び冬期に日本語・日本事情短期集中コースを実施する。

【継続】教育の国際化を推進していくため、博士前期課程における英語開講科目の増加や外国大学とのオンライン教育による教育連携等により、日本語力が十分でない留学生でも学位を取得しやすい環境の整備を進める。

【継続】優秀な留学生等の確保など国際化の推進のための手法の一つとして、英語課程の編成を前提に学部学科単位での秋入学導入について検討を行う。

²⁵ 「SATOMU プログラム」とは、主として英語で行う授業を実施する短期留学生受入プログラム（英語名称 Semester Abroad at Tokyo Metropolitan University、略して SATOMU）で、国際交流協定に基づき、海外大学の学生を1学期ないし2学期受け入れている。

(表4) 東京都立大学 外国人留学生数

(単位: 人)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
学部	51	67	83	103	111	99
博士前期課程	150	159	188	238	254	225
博士後期課程	152	142	144	168	185	184
研究生	65	60	76	87	68	57
科目等履修生	4	3	3	2	3	3
交換留学生	54	46	51	58	17	0
合計	476	477	545	656	638	568

※各年度5月1日現在

- ⑦ 都市外交人材育成基金により優秀な大学院留学生を継続的に受け入れ、第三期中期計画期間中計 240 人の留学生受入れを目指す。

(1-47)

【拡充】社会情勢を踏まえつつ、都市外交人材育成基金及び東京グローバルパートナー奨学金プログラムにより、大学院へ優秀な外国人留学生を受け入れる。

- ⑧ アジアの高度先端医療者育成事業として、都市外交人材育成基金により留学生を受け入れるとともに、技術支援を実施し、アジア各国の医療水準の向上に寄与する。

(1-48)

【継続】アジア各国における医療水準の向上へ人材育成の観点から貢献するため、公募による入学者選抜を行った上で、人間健康科学研究科博士前期課程へ新たに 7 名の留学生を受け入れる。また、留学生が修士の学位を取得できるよう適切な支援を行う。

【継続】アジア諸国の医療者教育及び医療水準の向上を図るため、人間健康科学研究科の教員をアジア各国の大学や医療機関等に派遣し、現地の教育者、医療者及び学生等に対して講演会や講習会等を実施するとともに、現地の大学等の教員を人間健康科学研究科に短期間受け入れ、技術支援を実施する。なお、国内外の社会情勢を鑑み、状況に応じて、オンラインによる技術支援を実施する。

- ⑨ 宿舍・住居の提供、留学生の出願や入学に係る手続の円滑化など、留学生の受入環境の整備を促進する。

(1-49)

【継続】留学生等宿舍の提供等生活支援の充実や、コロナ禍における危機管理の整備等を行うとともに、国外からの出願及び入学が円滑に行える体制を整備する。

- ⑩ 日本語教育、日本文化・日本事情及び東京の魅力を学ぶ企画、日本語能力の不十分な留学生が日本語での学位を取得するための支援カリキュラムなど、日本と連携して活躍できる人材を輩出するための留学生用教育プログラムを充実させる。

(1-50)

【継続】留学生が日本に馴染み、日本文化等を学ぶ機会として、異文化理解講座・留学生セミナー等を社会情勢を鑑み、オンラインの活用等の検討を踏まえ実施する。

【継続】人文科学研究科に在籍する留学生に対し、論文作成のための専門知識を前提とした日本語教育プログラムを実施する。

◇ 海外の大学等との連携

- ⑪ 教育における世界の大学等との国際連携の取組を強化し、互恵的関係を構築できる大学と国際交流協定を拡大するとともに、交流重点校の指定等により交流の深化を図る。また、海外の大学生等との議論や交流を通じ、学生の国際感覚、コミュニケーション力、課題発見・解決力等を養成する新たな国際交流プログラムを実施する。

(1-51)

【継続】新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、教育・研究面で真に互恵的関係を構築できる大学と国際交流協定を締結する。

【継続】海外大学と単位の相互認定を伴う学生交換を実施する。

【継続】交流重点校として指定している海外大学との間で、オンラインも活用し、活発な教育交流・研究交流を実施する。

【継続】海外大学の学生等との議論や交流を通じ、学生の国際感覚を養うとともに、コミュニケーション力、課題発見・解決力を養成するため、コロナ禍でのオンラインの活用等も念頭に、グローバル・コミュニケーション・キャンプ (GCC)²⁶の実施及びグローバル・ディスカッション・キャンプ (GDC)²⁷の開催を行う。

- ⑫ 若手研究者の海外研究機関への派遣プログラム等大学の将来を担う若手研究者を育成するための取組を実施する。

(1-52)

【継続】卓越研究員事業²⁸を適宜活用するとともに、特別研究期間（サバディカル）制度²⁹、テニユアトラック制度³⁰及び特別栄誉教授等制度³¹の適切な運用及び必要な制度改正等を行い、有為な若手教員の確保・育成を進める。（4-04 再掲）

【継続】コロナ禍における国の渡航制限等の状況を適宜把握するとともに、若手研究者海外派遣支援制度及び若手研究力強化派遣制度を各制度の特徴を生かしながら適切に運用することで、海外での研究に専念できる環境を提供し、研究力の強化を図る。（1-26 再掲）

²⁶ 「グローバル・コミュニケーション・キャンプ (GCC)」とは、都立大内より学生の国際交流促進に資するプログラムを募集し、採択されたプログラムに参加する学生及び引率教員に対して経済支援を実施する制度。

²⁷ 「グローバル・ディスカッション・キャンプ (GDC)」とは、都立大の交流重点校との間で実施する共同教育プログラムで、交流重点校の学生と都立大の学生が予め設定されたテーマの下で、互いにディスカッションしながら研究成果をまとめ、発表することを内容とするプログラム。

²⁸ 「卓越研究員事業」とは、新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、安定かつ自立して研究を推進できるような環境を実現し、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを提示することを目的とした文部科学省の事業。

²⁹ 「特別研究期間制度」とは、教育・研究活動に一定期間従事し、優れた業績をあげている教員について、専門分野に関する教育研究能力の更なる向上のため、日常的な教育及び管理運営の負担を免除し、一定期間継続的に調査研究に専念することを認める制度。

³⁰ 「テニユアトラック制度」とは、公正で透明性の高い選考により任期を付して採用した若手研究者が自立した研究者として経験を積み、雇用契約の期間の定めのない教員としての身分取得にかかる審査を経て准教授へ昇任することができる制度。

³¹ 「特別栄誉教授等制度」とは、都立大において、顕著な業績を有し、教育、研究及び社会貢献の推進において先導的な役割を担う教員に対する特別栄誉教授及び先導研究者の称号の付与等を行う制度。

- ⑬ 国際的な研究ネットワークの形成による国際共同研究や人材交流を促進することにより、国の国際研究プロジェクト採択数及び外国機関との共同・受託研究契約件数を、第二期中期計画期間の累計件数比で200%以上とする。(再掲)

(1-53)

【継続】新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、国外の大学や研究機関との連携強化のため、海外で行われる産学連携関連のカンファレンスや、技術見本市等に積極的に参加し、都立大の研究情報の発信と海外の情報収集を行う。(1-27 再掲)

- ⑭ 海外からの研究者・招へい教授の受入環境整備を促進する。

(1-54)

【継続】海外からの研究者・招へい教授の受入環境の整備を進めるため、受入時のビザ取得に係るサポート等を実施する。

◇ 都市外交を支えるネットワーク形成

- ⑮ 新たな国際共同研究・産学連携等を促進するため、都市外交人材育成基金による留学生をはじめとした修了生とのネットワーク構築を推進する。(再掲)

(1-55)

【継続】都市外交人材育成基金及びアジア人材育成基金、並びに東京グローバルパートナー奨学金プログラムで受け入れた留学生（在学・修了生）が一堂に会する機会をオンラインの活用等を踏まえ開催し、留学生と本学及び都とのつながりを強化する。(1-35 再掲)

【継続】高度研究の修了生又はその所属する大学等研究機関と行う国際共同研究を支援することで、高度研究の修了生との研究ネットワークを強化する。(1-35 再掲)

【継続】社会情勢も踏まえつつ、学内への周知等によって、帰国留学生短期支援制度に対する理解を促進し、応募数の確保を目指す。(1-35 再掲)

◇ キャンパスの国際化

- ⑯ 学内掲示や文書・冊子の多言語化を推進する。

(1-56)

(年度計画なし)

- ⑰ 教職員の国際化を進め、外国人教員比率5%以上、TOEIC600点以上の職員比率25%以上等を目指す。

(1-57)

【継続】学長から各部局に対して外国人教員の積極的な採用を働きかけるとともに、コロナ禍における海外との往来の状況を踏まえつつ、受入環境の整備を進めるなど、外国人教員の採用を促す取組を進める。

【継続】集合研修である「実用英語研修」、「英語学習法講演会」及び語学力向上を目的とした自己研修の制度により、職員の語学力の底上げ及び更なる能力伸長を行う。また、海外研修プログラムについては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、派遣の可否を慎重に検討する。以上により、TOEICスコア600点以上を取得している職員の割合を25%以上に高める。(4-08 再掲)

II 東京都立産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 東京の産業を担う人材育成の推進

① 社会のニーズを反映し、企業の新規事業開発や起業・創業・事業継承を視野に入れた学位プログラムを、令和2（2020）年度を目途に導入する。

また、研究科にカリキュラム委員会を新設し、分野横断的な授業科目の新設や、既存科目の廃止、改編等カリキュラム全体の見直しの検討を開始する。

さらに、これらのカリキュラム検討に当たっては、産業界のニーズを的確に反映していくために、運営諮問会議からの提言を活用する。

(2-01)

【継続】研究科再編に伴い導入した新たな学位プログラムを着実に実施する。（4-10 再掲）

【継続】カリキュラム委員会を中心に、運営諮問会議³²からの提言を踏まえたカリキュラムの見直しを行う。

◇ 実践的な教育方法の更なる推進

② 先駆者として取り組んできた PBL 型教育について、これまでのノウハウなどを AIIT PBL Method（仮称）として体系化する。

また、産業界からの意見を本学の PBL 型教育に反映するための PBL 検討部会を年4回以上開催するとともに、PBL に対する評価指標を新たに設け、その評価結果を的確に教育に反映する。

さらに、毎年、PBL の成果を報告書として取りまとめ公開する。

(2-02)

【継続】PBL³³検討部会の着実な開催や PBL 外部評価レビューの活用により産業界の意見等をくみ上げるとともに、PBL 型教育に関する検証・改善を行い、PDCA サイクルの仕組みを充実させる。（2-04 再掲）

【継続】PBL に対する評価指標に基づき評価を実施し、検証と改善を進める。

【継続】令和4（2022）年度のプロジェクトの成果を取りまとめた PBL 成果報告書を作成する。

③ 教育効果を高めるために、PBL 型教育、ケースメソッド、録画授業と対面授業をブレンドした教育手法などによるアクティブ・ラーニングを、8割の授業で導入する。また、教育の質保証と成果の可視化のために交付するディプロマ・サプリメントに記載される能力ダイアグラムを活用する。

(2-03)

（年度計画なし）

³² 「運営諮問会議」とは、産業界のニーズを把握し、教育内容に反映させるとともに、産学連携の推進や効果的な教育研究を実践するために、設置している会議。産技大の教育分野に係る産業界の専門家や経営者等の学外委員を中心メンバーとする。なお、専門職大学院設置基準の見直しに伴い、平成31（2019）年4月1日から教育課程連携協議会の設置が義務付けられ、教育課程の見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案しつつ実施されるものと定められた。名称は、基準に規定する要件を備えていずば、教育課程連携協議会とする必要はないため、運営諮問会議の名称は残し、教育課程連携協議会の機能をもたせて運営を継続している。

³³ Project Based Learning の略。実社会で即戦力として活躍できる人材を育成するために有効な教育手法。数名の学生が明確な目標を掲げ、1つのプロジェクトを完成させていくことで、実社会で真に役立つ知識や技術を修得する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 産業界や他大学等との連携による教育実施体制の整備

- ① 運営諮問会議からの意見聴取や、PBL 検討部会及び外部レビューの実施などにより、今後育成すべき人材像を見極めながら、本学の PBL 型教育をはじめとする教育内容・方法の改善を行う。

また、専門職大学院に対して法令で定められた概ね3割以上の実務家教員を計画的に確保するとともに、社会情勢や産業界のニーズを的確に反映すべく、専攻及び研究科の教育体制の在り方について、検討を行い、必要な改編を行う。

(2-04)

【継続】産技大の教育体制に産業界のニーズを反映するため、運営諮問会議からの提言を得る。

【継続】PBL 検討部会の着実な開催や PBL 外部評価レビューの活用により産業界の意見等をくみ上げるとともに、PBL 型教育に関する検証・改善を行い、PDCA サイクルの仕組みを充実させる。(2-02 再掲)

- ② 第2期 enPiT に参加するなど他大学等との新たな3つ以上の連携事業の実施や、都関係機関等との教育研究についての交流の促進などにより、より一層効果的な教育を行う体制を整備する。

(2-05)

【継続】都立産業技術研究センター等の関係機関との連携の強化に向け、交流を促進する。

◇ 東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校との連携

- ③ 東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校と連携し、海外交流プログラムを実施する等様々な分野での相互交流を図る。

また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。

(2-06)

【継続】東京都立産業技術高等専門学校をはじめとした高等専門学校出身者の確保に向け、多くのチャネルを通じて入試等の情報提供を積極的に行う。

【継続】高専との新たな教育連携について検討するとともに、大学・高専連携基金事業における共同研究を推進する。

【継続】2 大学 1 高専の連携体制を構築し、教職員間の情報共有・交流機会を強化して、事業を検討・推進する。(1-04、3-09、4-12 再掲)

◇ 教育の評価・改善

- ④ 自己点検・評価活動における PDCA サイクルによるマネジメントを強化し、教授法や講義内容の改善を推進する。

また、FD フォーラムについては、教員の 90%以上の参加を目指すとともに、他大学と連携した開催を検討する。

さらに、新たに、授業の質を向上させるための研究会を新設し、教育の質の改善を図るための FD 活動を推進する。

そうした取組などにより、5段階からなる学生授業評価アンケート結果について、平均4以上の評価を維持する。

(2-07)

【継続】自己点検・評価活動について新たに構築した PDCA サイクルを実施する。(4-02、4-21 再掲)

【継続】教員の授業改善を支援するセンター機能を持つ AITT 高度専門職人材教育研究センター³⁴において、授業の質を向上させるために、授業の設計に関する教員向けガイダンス等を行う。また、学生授業評価アンケート結果について、平均4以上の評価を維持し、個々の教員のフォローアップを行う。

【継続】教育の質の向上を図るため、FD フォーラム³⁵を開催し、教員の90%以上の参加を目指すとともに、他大学や教育関係機関等と連携したフォーラムを実施する。

- ⑤ 本学の教育の更なる改善を図っていくため、令和元（2019）年度に大学全体の機関別認証評価、令和2（2020）年度に情報アーキテクチャ専攻の分野別認証評価、平成29（2017）年度及び令和4（2022）年度に創造技術専攻の分野別認証評価を受審し、受審結果に基づいた改善策を、受審年度の翌々年度までに実施する。

(2-08)

【継続】令和元（2019）年度に受審した機関別認証評価の受審結果を踏まえ、指摘事項に対する改善策を実施する。（4-21 再掲）

【継続】産業技術専攻における分野別認証評価を受審する。（4-21 再掲）

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

◇ リカレント教育を促進する学修環境の整備

- ① 講義支援システム及び遠隔授業の着実な実施や、個別指導の徹底による1年次生の全員に対する担任教員の指導、TA や認定登録講師を活用した指導の実施など、社会人が学修しやすい環境を整備する。
- また、修了後も専門能力の向上を図る場として学修コミュニティを一層充実し、学び直しができる学修環境を整備する。

(2-09)

【継続】講義支援システムを活用してブレンディッド・ラーニング³⁶を推進する。また、遠隔授業を継続的に実施することなどにより、多様な学生に対して効率的な学修環境を提供する。

【継続】全1年次生に対し、担任教員等による学習指導を実施するとともに、指導内容、指導体制を充実させる。

【継続】継続学修の場である AITT フォーラム³⁷をオンラインも活用しながら着実に実施し、ニーズを捉えた学修コミュニティを運営する。（2-18 再掲）

【継続】修了生が主催する専門研究分野ごとのコミュニティの支援の充実を図る。（2-18 再掲）

◇ キャリア開発支援の充実

- ② 担任制や、メンター制度をより一層活用するなど、多様な学生の就職やキャリアアップ等に応じた組織的・体系的で、個別指導を軸にしたきめ細かなキャリア開発支援を展開する。

(2-10)

【継続】担任制やキャリア開発支援委員会を通じて、社会人をはじめとする産技大の多様な学生の状況にきめ細かく対応したキャリア開発支援などを実施する。

³⁴ 「AITT 高度専門職人材教育研究センター」とは、国内外の研究者の協力を得て、産技大における教育・研究活動との連携の下に、高度専門職人材教育に関する研究と調査を行い、その質的向上に資するとともに成果を発信することを目的に設置された組織。

³⁵ 「FD フォーラム」とは、教員の授業内容・方法の改善のため、外部有識者による講演や運営諮問会議の委員を交えて討論会等を実施する企画。

³⁶ 「ブレンディッド・ラーニング」とは、録画授業と対面授業とを混合（ブレンド）して行う授業形態。録画授業を理解できるまで繰り返し視聴した上で対面授業に臨むことで、グループワーク等の能動的で実践的な学修を集中して行うことができ、学修効果の高まりが期待される。

³⁷ 「AITT フォーラム」は、令和元（2019）年度まで実施していた事業である「マッスル・フォーラム」を継承し、「ICT 分野」、「ものづくり・デザイン分野」、「起業・創業・企業新事業・事業承継分野」の最新のトピックスを企業で活躍する専門家を講師として招へいし、学内外から自由に参加できる公開講座を開催し、学修を深めていくものである。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

◇ 効果的な広報活動による専門職大学院にふさわしい学生の確保

- ① ロールモデル集の活用等による教育成果の的確な把握に基づいた大学の強みの効果的な発信、ウェブサイト、ソーシャルメディア等の多様な媒体を通じた広報活動の展開、教職員の訪問等による企業等への働きかけの強化などの取組を行う。こうした取組を推進し、年間 250 人を超える参加者を大学院説明会へ集めることなどにより、社会人、学部卒業生等から、高度専門職業人としての資質を有する学生を確保する。

(2-11)

【継続】産技大の教育のアウトカムをとりまとめたロールモデル集³⁸、先進的教育手法を体系化した AIIT PBL Method³⁹、大学院案内等を活用し、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮しつつ、企業や教育機関へのアプローチを実施するとともに、積極的な情報発信を行う。(4-23 再掲)

【継続】様々なチャネルを通じて単位バンク制度⁴⁰に関する PR を実施するとともに、単位バンク生に対し入試等の情報提供を行うなど積極的な働きかけを行い、正規入学に向けたアプローチを実施する。

【継続】大学院案内等広報物やホームページ、SNS 等を活用して多様な PR を実施する。また、オンラインも活用しながら、大学院説明会を年間 10 回開催し、参加者 250 名を確保する。

【継続】Web やソーシャルメディアを積極的に活用してターゲットを絞った広報を実施する。

(表 5-1) 東京都立産業技術大学院大学 入試状況 (研究科再編後)

(単位：人、倍)

		2 年度	3 年度
情報アーキテクチャコース	募集人員	40	40
	志願者数	83	84
	志願倍率	2.08	2.1
	入学者数	48	50
創造技術コース	募集人員	40	40
	志願者数	52	62
	志願倍率	1.3	1.6
	入学者数	42	44
事業設計工学コース	募集人員	20	20
	志願者数	30	18
	志願倍率	1.5	0.9
	入学者数	25	24

※募集定員：産業技術専攻 100 名

³⁸ 「ロールモデル集」とは、ロールモデルとなる修了生を取り上げることで、産技大の教育による仕事への効果や、学生成長の様子等を冊子として取りまとめたもの。ホームページ上でも公開。

³⁹ 「AIIT PBL Method」とは、産技大の PBL 型教育の方法論 (AIIT PBL Method) をまとめたもので、コンピテンシー (業務遂行能力) を実践的に身につけるため、1 年次で基礎的な知識、スキルの修得、主に 2 年次で PBL 型教育を実施する革新的な教育カリキュラムを紹介している。

⁴⁰ 「単位バンク制度」とは、正規入学前に「科目等履修生」として取得した単位を蓄積し、正規入学後に活用する制度。入学前 5 年分の蓄積した単位が認定され、単位数に応じ授業料が減免される。

(表 5・2) 東京都立産業技術大学院大学 入試状況 (研究科再編前) (単位: 人、倍)

		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
情報アーキテクチャ 専攻	入学定員	50	50	50	50
	志願者数	58	67	85	87
	志願倍率	1.16	1.34	1.70	1.74
	入学者数	51	56	56	57
創造技術専攻	入学定員	50	50	50	50
	志願者数	43	53	76	73
	志願倍率	0.86	1.06	1.52	1.46
	入学者数	36	49	59	55

2 研究に関する目標を達成するための措置

◇ 教育手法に関する研究の推進とその成果の発信

- ① 本学で実施する PBL 型教育に関する研究の推進並びに教員の PBL 型教育に係る能力及び技術の向上を目的とする PBL 研究会を、90%の教員参加により開催する。
また、IT 及び創造技術の分野の教育に適したアクティブ・ラーニング等新たな教育手法の導入に向けた研究を推進する。

(2-12)

【継続】PBL 型教育の推進及び産技大教員の PBL 型教育に関する能力・技術の向上を図るため、90%の教員参加による PBL 研究会を産業技術専攻で実施する。

- ② 高度専門職教育に関する教育研究成果を発信する機能を、オープンインスティテュートに設置するとともに、AIIT PBL Method (仮称) の公開などにより、本学の教育手法の普及を図る。

(2-13)

【継続】AIIT 高度専門職人材教育研究センターにおいて、高度専門職人材育成に関する教育研究の成果を発信するとともに、令和 3 (2021) 年度に構築した教学 IR 体制のもとで教学研究の成果に関するデータの蓄積、整理及び分析を行う。

◇ 開発型研究の推進

- ③ 専門職大学院としての研究成果の社会への還元を目的として、社会のニーズにダイナミックに応える専攻横断型の研究所を 4 以上設置・運営するなど、産業振興に資する開発型研究の取組を進める。

(2-14)

【継続】産技大の研究成果を社会へ還元するため、研究所を継続稼働させるとともに、開発型研究の取組を効果的に発信していく。

【継続】傾斜的研究費の重点的配分及び活用により、産業振興に資する教育研究を更に推進する。

3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 都の政策展開に対する積極的な支援

- ① 都や区市町村等との連携を通じて、中小企業振興などの政策課題に対するシンクタンク機能を発揮し、現実的・実践的なソリューションを提供していく。
- また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに 6 以上の PBL でオリンピック・パラリンピックに関連するテーマを扱うなど、大会の成功に寄与する取組を実施し、都政に貢献する。

(2-15)

【継続】中小企業支援のためのリーフレットを活用し、産技大教員の知見を PR するとともに、都や区市町村のイベント等への参加を行い、政策課題に対するシンクタンク機能を更に発揮する。

◇ 自治体職員の人材育成への協力

- ② 本学の知的資源を生かし、都・区市町村等の職員向けの研修講座や公開講座を年間 10 講座開講するなど、自治体職員の人材育成に貢献する。

(2-16)

【継続】産技大の知見を活用し、都・区市町村等の職員向けの研修や公開講座を企画・実施し、人材育成に貢献する。

(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

◇ 産業振興施策への貢献

- ① 企業等のニーズを踏まえ、東京商工会議所、地元の金融機関等と連携した中小企業支援、専門セミナー・公開講座の開催、産業界等と連携した研究など、多様な社会貢献活動を通じて、産業振興施策に貢献する。

(2-17)

【継続】産業界と連携し、企業等のニーズを踏まえた専門セミナー・公開講座や研究を継続的に実施し、産業振興施策に貢献する。

【拡充】東京商工会議所を介した中小企業からの相談事業への対応や、中小企業向けの技術支援等に必要の基盤整備を通じ、継続的に中小企業支援を実施する。

【継続】AIIT シニアスタートアッププログラム⁴¹を実施するにあたり、都内の学外機関と連携することで産業振興に貢献する。

◇ 社会人リカレント教育と学修コミュニティの充実

- ② AIIT 単位バンク制度や履修証明プログラムの実施など、広く社会人を対象としたキャリアアップや学び直しのための学修環境を整備する。
- また、マンスリーフォーラムを充実した上で、年間 600 人程度の参加者を集める。
- さらに、修了生が主宰する専門分野ごとの研究会の設置や活動を支援する仕組みを構築し推進することにより、本学を核にした学修コミュニティの一層の充実を図る。

(2-18)

【継続】継続学修の場である AIIT フォーラムをオンラインも活用しながら着実に実施し、ニーズを捉えた学修コミュニティを運営する。(2-09 再掲)

【継続】修了生が主催する専門研究分野ごとのコミュニティの支援の充実を図る。(2-09 再掲)

⁴¹ 「AIIT シニアスタートアッププログラム」とは、「人生 100 年時代」を見据えた社会人リカレント教育の充実のため、起業に挑戦するシニア層や中小企業の後継者を対象に、起業に必要な知識及びスキルを短期間で修得できるよう、大学院教育（修士課程）レベルのカリキュラムを提供。

【継続】最新の技術動向や産業界等のニーズに対応した内容の履修証明プログラム⁴²を実施するとともに、単位バンク制度を確実に実施し、広く社会人を対象としたキャリアアップや学び直しを提供する。

(表6)AIIT フォーラム※の実績一覧

(単位：人)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度
AIIT フォーラム	-	-	-	-	-	1,528
AIIT 起業塾	-	-	49	21	46	-
イノベーションデザインフォーラム	349	351	413	562	413	-
InfoTalk	273	468	529	402	205	-
八丈島セミナー	-	-	-	-	29	18
合計	622	819	991	985	693	1,546

※ 令和元(2019)年度までは、「AIIT マンスリーフォーラム」の名称で開催

※ 令和2(2020)年度からは、「AIIT フォーラム」の名称で開催、Web 開催のため視聴回数を記載

※ 令和2(2020)年度は AIIT 起業塾を「AIIT フォーラム起業塾」として開催、AIIT フォーラムの視聴回数に含む

- ③ 人生 100 年時代を豊かに過ごせる生涯現役都市の実現に寄与する「100 歳大学」の取組の一環として、シニア層が起業・創業・事業承継等に必要な知識及びスキルを短期間で修得できる AIIT シニアスタートアッププログラムを開講するなど、大学院教育（修士課程）レベルでの学び直しのためのプログラムを提供する。

(2-18-2)

【継続】継続学修の新たなチャネルとして、シニアのスタートアップ等を目的とした AIIT シニアスタートアッププログラムを継続実施し、シニア世代を中心としたリカレント教育⁴³の場を提供する。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ グローバル人材を育成する教育の推進

- ① TOEIC 等のスコアによる英語力、国際的に通用する資格取得、海外機関と連携実施する PBL の受講、グローバル対応科目の履修等個々の学生のキャリア開発に応じ、グローバル人材として獲得すべき能力指標を、産業界の意見も取り入れ作成し、その指標に沿った目標を、学生の 8 割が達成することを目指す。

(2-19)

【継続】グローバルに活躍できる高度専門職人材を育成するため、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮しつつ、グローバル PBL 等の教育プログラムを活用した教育を推進する。

【継続】学生がグローバル人材として獲得すべき能力指標を活用した教育を行い、グローバル人材の能力指標の基準を満たす学生を 8 割とする。

⁴² 「履修証明プログラム」とは、体系的な知識・技術等の習得を目指した社会人対象の教育プログラム。修了者に各大学等から履修証明書を交付する。

⁴³ 「リカレント教育」とは、社会人が職業上の新たな知識・技術を習得するために、また日常生活において教養や人間性を高めるために必要とする高度で専門的な教育を、生涯に渡り繰り返し学習すること。

◇ アジア諸国等の大学との連携

- ② 本学が構築してきたアジア諸国等の大学とのネットワークを活用して、学生や教員の交流を促進し、国際的な教育活動等を展開するとともに、特色ある教育研究の取組を国内外に広く発信していく。

(2-20)

【継続】アジア諸国等の大学ネットワークを活用して、産技大の特徴的な教育手法である PBL 型教育について国内外に広く発信するとともに、オンラインも活用しながら、アジア諸国等の大学との交流を促進し、連携を強化する。

III 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

◇ 新しいものづくりを牽引する実践的技術者を育成

- ① 社会の変革をもたらす第4次産業革命の中で、新しいものづくりを牽引する実践的技術者を育成するため、本科教育コースを再編する。また、次世代の医療機器開発を担う技術者を育成するため、コース横断型の医工連携教育を実施する。

(3-00)

【拡充】品川キャンパスにおける本科教育の再編は2年生で教育を開始し、3年生以降のシラバス等を確定する。併せて1年生及び中学生等への周知を継続し、新コース希望者を確保する。荒川キャンパスのコース横断型の医工連携教育・研究プロジェクトは、3年生及び4年生で教育を実施し、リカレント教育は、オープンカレッジ⁴⁴や関連機関との共催講座を準備・開設する。共同研究は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、都立大健康福祉学部・人間健康科学研究科と共同研究の礎を構築する。(4-11 再掲)

◇ 新たな職業教育プログラムの実施

- ② 産業界や社会の人材ニーズを踏まえ、実践的な知識・技術の習得に向けた新たな職業教育プログラムを実施する。

情報セキュリティ技術者育成プログラムについては平成 30 (2018) 年度に第1期生を輩出、令和4 (2022) 年度までに50人以上の修了者を輩出する。航空技術者育成プログラムについては令和元 (2019) 年度に第1期生を輩出、令和4 (2022) 年度までに20人以上の修了者を輩出する。

(3-01)

【継続】情報セキュリティ技術者育成プログラムを実施し、本科の情報セキュリティ教育を向上させる。専攻科学生に対する継続的且つ、実践的な情報セキュリティ教育を実施する。(4-11 再掲)

【拡充】社会人向けの情報セキュリティに関するリカレント教育をさらに拡充するとともに、社会人研究生を受け入れる。(4-11 再掲)

【継続】産業界や社会の人材ニーズを踏まえた、航空技術者育成プログラムを実施する。(4-11 再掲)

◇ 教育内容の充実

- ③ 平成 29 (2017) 年度に実験・実習設備を整備し、新教育課程に対応した教育を実施する。

(3-02)

(年度計画なし)

- ④ 令和3 (2021) 年度のJABEE受審を目指し、JABEEプログラムに対応したカリキュラムを実施する。また、企業アンケートや卒業生アンケートを着実に実施する。

(3-03)

【継続】JABEE⁴⁵新規審査結果を受け、継続的に教育改善のシステムの点検を実施する。(3-26 再掲)

⁴⁴ 「オープンカレッジ」とは、教育研究活動の成果を広く社会に還元するための公開講座。一般向けの生涯学習講座や小中学生向けの未来エンジニア講座、技術者向けの技術者育成講座などを開講している。

⁴⁵ 「JABEE」とは、一般社団法人日本技術者教育認定機構(Japan Accreditation Board for Engineering Education)の略。高等教育機関で実施されている技術者を育成する教育プログラムを国際的な同等性を持つ認定基準に基づいて認定する。

◇ 新たな教育体制・手法の開発

- ⑤ コース横断のエンジニアリングデザイン教育やアクティブ・ラーニングの推進により、課題発見・解決型の実践的な教育を展開し、創造的な技術者の育成を図る。

(3-04)

【新規】デジタル技術を活用し、技術の見える化を実現することで、新たな機械系ものづくり実習環境を構築、活用する。

【継続】オンラインや少人数でのグループワーク、遠隔通信ツール等も取り入れ、アクティブ・ラーニング推進に向けた環境整備等を行うとともに、デザイン思考を取り入れた授業を実施することで、学生の課題発見・解決力を向上させる。

◇ 国際的に活躍できる技術者の育成

- ⑥ 平成 28（2016）年度までの海外体験プログラムを再構築し、平成 29（2017）年度から新たな海外体験プログラムを実施する。海外体験プログラムの参加者は毎年度 70 人とする。

(3-05)

【継続】グローバル・コミュニケーション・プログラム(GCP)及びインターナショナル・エデュケーション・プログラム(IEP)⁴⁶の 2 つの海外体験プログラムについて、70 名の参加者を確保して実施するとともに、研修内容の改善を図る。(3-27 再掲)

- ⑦ ものづくり産業のグローバル化に対応できる技術者を育成するため、専門科目について、英語による授業の推進を検討する。

(3-06)

【継続】令和 5（2023）年度からの専攻科の一部専門科目の英語教育導入に向けて、試行授業を実施する。(3-25 再掲)

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

◇ 教育システムの継続的な改善

- ① 運営協力者会議を活用して外部評価を実施し、産業界のニーズを教育に反映させるとともに、教育内容の改善を図る。

(3-07)

【継続】運営協力者会議⁴⁷による外部評価を実施し、その評価結果に基づいた取組を進めることで教育内容の改善を図る。(4-21 再掲)

◇ 他の教育機関等との連携

- ② 都立工業高校からの編入学生受入れのための接続プログラムを着実に実施する。

(3-08)

【継続】都立工業高校からの編入学生受入れのための接続プログラムを着実に実施する。

⁴⁶ 「インターナショナル・エデュケーション・プログラム (IEP)」とは、海外企業における職場体験や英語学習、先端技術に触れる機会等を通して、将来、国際的に活躍するエンジニアとなるための動機付けを行うと共に、国際的な企業が取り組む課題についての興味・関心を持たせることで、グローバル・コミュニケーション・プログラムへのステップアップの機会を提供するプログラム。

⁴⁷ 「運営協力者会議」とは、東京都立産業技術高等専門学校の諸活動について、学校外から広く意見を聴取し、産業界をはじめとする社会のニーズに応えているか等を定期的に検証するとともに、学校運営に生かしていくための会議。

- ③ 東京都立産業技術大学院大学や東京都立大学等との連携を推進し、実践的な専門教育の充実を図るための社会人向け教育プログラムの開発や海外交流プログラム等を実施する。

また、更なる連携を促進するために、法人や法人内の教育研究機関と協力し、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について検討を進める。

(3-09)

【継続】産技大や都立大との連携により、グローバル・コミュニケーション・プログラム(GCP)を着実に実施し、プログラムの目的を達成する。

【継続】2 大学 1 高専の連携体制を構築し、教職員間の情報共有・交流機会を強化して、事業を検討・推進する。(1-04、2-06、4-12 再掲)

◇ 教育の質の評価・改善

- ④ 令和元（2019）年度までに、学習到達度評価の充実等により、教員の授業改善の取組を強化するとともに、カリキュラムマップ（科目関連図）の改善を図る。

(3-10)

(年度計画なし)

- ⑤ 教育や学校運営改善のための体制を明確化するなど、令和元（2019）年度の機関別認証評価の受審に向けた取組を着実に実施する。

(3-11)

(年度計画なし)

- ⑥ 教員研修について、新任研修、昇任者研修及び管理職研修の参加率 100%、個別課題研修の参加率 80% 以上を目指すとともに、教員研修体系の検証を行い、更なる教育の質の向上に向けた改善を行う。

(3-12)

【継続】教員研修を着実に実施するとともに、教員の教育力向上に向け研修内容について検証を行う。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

◇ 学生生活支援

- ① 全ての学生が安心して充実した学生生活を送ることができるよう、障がいのある学生に対する支援、課外活動への支援及び学生相談体制の強化を行うとともに、経済的支援の充実に向けた取組を検討する。

(3-13)

【継続】学生の多様な課外活動を支援するためのプロジェクトを実施する。

【継続】専門的な援助を必要とする学生及び新規学生相談のニーズに対応する。

【継続】経済的困窮学生が充実した学校生活を送ることができるよう、支援制度の周知を行うとともに、経済的支援の拡充を検討する等、適切に実施する。また、高等教育の修学支援新制度の対象校として、対象学生に対して授業料等の減免を、多子世帯を対象とした授業料支援を行う。

◇ キャリア形成支援

- ② 進路支援体制を充実させるため、学生サポートセンターとの連携による進路支援を行うとともに、学生に自らの将来に対する目的意識を持たせるため、キャリアポートフォリオを活用して、体系的なキャリア支援を実施する。キャリア支援の取組内容については、令和2（2020）年度に検証を行い、改善を図る。

(3-14)

【継続】新型コロナウイルス感染症の状況に応じてキャリア支援講座等の実施方法を見直しながら、体系化したキャリア支援を着実に実施する。

【継続】3年生と4年生に対するキャリアポートフォリオ⁴⁸を活用したキャリア支援を実施する。

- (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

◇ 多様な学生の確保

- ① ものづくりに意欲的に取り組む多様な学生を受け入れるため、地元自治体と連携した特別推薦入試制度について、令和4（2022）年度までに募集人員を4人に増大するなど、入学者選抜の見直しを図る。

(3-15)

【継続】品川区教育委員会及び荒川区教育委員会と、特別推薦制度に関して締結した協定書に基づき、中学生や保護者に向けた制度の周知や中学2年生を対象とするスクーリングを行った上で特別推薦入試を実施、4名を募集する。

- ② 女子学生の志願者確保に向けた取組を推進する。

(3-16)

【継続】女子学生の確保に向けて、ホームページや学校説明会等のイベントでの情報発信を充実させる。

◇ ターゲットを定めた戦略的な広報活動

- ③ 意欲ある志願者を確保するため、塾への広報等有効な活動への集中化を図るなど、戦略的な広報活動を実施する。

(3-17)

【継続】令和2（2020）年度から開始した第三期中期計画後期の高専広報戦略に沿った広報活動を実施する。（4-23 再掲）

⁴⁸ 「キャリアポートフォリオ」とは、学生が継続して、自身のキャリアに関する取組やそこから学んだことなどを記録することによりキャリア形成の過程を可視化し、就職活動や進学に役立てる仕組み。

(表 7) 東京都立産業技術高等専門学校 入試状況

本科 ものづくり工学科

(単位：人、倍)

		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	2年度	3年度
推薦による選抜	募集人員	64	64	64	64	64	64
	志願者数	159	162	160	156	197	153
	志願倍率	2.48	2.53	2.50	2.44	3.08	2.39
	入学者数	64	64	64	64	64	64
学力による選抜	募集人員	256	256	256	256	256	256
	志願者数	467	492	509	518	561	439
	志願倍率	1.82	1.92	1.99	2.02	2.19	1.71
	入学者数	268	248	263	276	249	257
合計	入学定員	320	320	320	320	320	320
	入学者数	332	312	327	340	313	321

専攻科 創造工学専攻

(単位：人、倍)

		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	2年度	3年度
推薦による選抜	募集人員	25	25	25	25	25	25
	志願者数	16	25	20	27	15	14
	志願倍率	0.64	1.00	0.80	1.08	0.60	0.56
	入学者数	15	24	20	25	15	14
(二次・二次) 学力による選抜	募集人員	17	8	12	6	17	18
	志願者数	69	61	32	29	52	79
	志願倍率	4.06	7.63	2.67	4.83	3.06	4.39
	入学者数	22	12	12	6	21	23
合計	入学定員	32	32	32	32	32	32
	入学者数	37	36	32	31	36	37

2 研究に関する目標を達成するための措置

◇ ものづくりスペシャリストの育成に資する研究の実施及び研究成果の地域への還元

- ① 「ものづくりスペシャリストの育成」に貢献する研究活動を活性化するため、各教員が外部資金の獲得や専門分野に関する教育研究の更なる向上に向けて積極的に取り組めるよう、特に若手教員への支援を充実させる。

また、特別研究期間制度を取得する教員が年間4人となることを目指す。

(3-18)

【継続】研究活動の活性化を図るため、総合研究推進機構の URA と連携して、高専のニーズに応じた外部資金獲得に資する支援等を強化する。

【継続】特別研究期間制度の着実な実施により、専門分野に関する教育研究を向上させる。

- ② 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や地域貢献に資する研究を推進する。

(3-19)

(年度計画なし)

③ 東京都立大学及び東京都立産業技術大学院大学等との連携により、共同研究の一層の充実を図る。

(3-20)

【継続】大学・高専連携事業として、都立大や産技大との共同研究を実施する。

3 社会との連携や社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する目標を達成するための措置

◇ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会支援に向けた取組の推進

① 地元自治体や小中学校との協働により、令和元（2019）年度までに障がい者等のスムーズな移動を支援するシステムを開発する。

(3-21)

（年度計画なし）

◇ 都職員等の人材育成を支援

② 東京の産業を支えるものづくり人材の育成に貢献するため、小中学校向けの教育プログラム等を実施する。

また、リカレント教育の一環として、令和元（2019）年度に都職員を対象とした情報セキュリティに関する講座を開始する。

(3-22)

【継続】若年層からの情報セキュリティ技術者教育に貢献すべく、中学生向けの情報セキュリティ研修を実施する。新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえて、オンライン形式やハイブリッド形式での実施を検討する。

【継続】コロナ禍において感染拡大防止の観点から、安心・安全な講座ができるよう既存の内容を見直し、出前授業や理科・技術サポーター制度⁴⁹を積極的に実施する。

【継続】都職員等向けの情報セキュリティに関する研修の実施を検討する。

(2) 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

◇ 地域における産学公連携の推進

① 地域社会及び地元企業のニーズの発掘や、地元の金融機関との連携などを通して、地域における産学公連携活動を強化し、共同研究等の機会を拡充する。

(3-23)

【継続】地域の産業展への参加や、WEB 会議等も活用した技術相談の受付を実施する等、地域貢献を強化することで、共同研究等を通じた産学公連携の機会の拡充を検討する。

⁴⁹ 「理科・技術サポーター制度」とは、小中学生向けの「ものづくり教育プログラム」を通じてものづくり人材育成の機運を醸成することを目的とした取組。高専のOBを中心とした理科・技術教育サポーターを小中学校へ派遣し、派遣先の教員とともに授業のサポートや、教員に対しものづくり教育の実施方法の指導・相談を実施している。

◇ 地域貢献等

- ② 地域のものづくり技術者にスキルアップのための学び直しを提供するため、地元自治体等と連携した技術者支援講座を実施する。

また、中小企業ニーズに対応するオープンカレッジ講座の技術者育成講座数を倍増させる。

(3-24)

【継続】教育・研究で得た経験や知見を、地域のものづくり技術者のスキルアップに資するため、開講数や開講時間を見直すなど感染拡大防止策を講じ、地域と連携して若手技術者のための講座を開講する。

【継続】教員の教育経験や高専の設備を活かし、これらの資源を地域のものづくり技術者のスキルアップに資するため、地域と連携して、開講数や開講時間を見直すなど感染拡大防止策を講じ、技術者のためのオープンカレッジ講座を開講する。

【継続】品川区サイバーセキュリティに関する協定に基づいて、中小企業へのサイバーセキュリティ対策支援のため、オンライン研修等の実施を検討する。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

◇ 国際的に活躍できる技術者の育成

- ① ものづくり産業のグローバル化に対応できる技術者を育成するため、専門科目について、英語による授業の推進を検討する。(再掲)

(3-25)

【継続】令和5(2023)年度からの専攻科の一部専門科目の英語教育導入に向けて、試行授業を実施する。(3-06 再掲)

- ② 令和3(2021)年度のJABEE受審を目指し、JABEEプログラムに対応したカリキュラムを実施する。(再掲)

(3-26)

【継続】JABEE新規審査結果を受け、継続的に教育改善のシステムの点検を実施する。(3-03 再掲)

- ③ 平成28(2016)年度までの海外体験プログラムを再構築し、平成29(2017)年度から新たな海外体験プログラムを実施する。海外体験プログラムの参加者は毎年度70人とする。(再掲)

(3-27)

【継続】グローバル・コミュニケーション・プログラム(GCP)及びインターナショナル・エデュケーション・プログラム(IEP)の2つの海外体験プログラムについて、70名の参加者を確保して実施するとともに、研修内容の改善を図る。(3-05 再掲)

IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

◇ 戦略的な法人経営

- ① 首都東京の公立大学法人として、理事長のリーダーシップの下、法人全体の企画立案、組織・人事、財務運営等を行うヘッドクォーター部門をより有効に機能させながら、戦略的な組織運営を行う。

監事への支援を十分に行うとともに、監査結果や意見等については、法人内で共有し、改善策を実施するなど、適正かつ効率的な法人運営を実現する。また、コンプライアンスの確保を一層徹底しつつ、法人のミッションを効果的かつ効率的に果たすため、内部統制の体制とシステムを強化する。

(4-01)

【継続】各大学・高専の教育研究の更なる質の向上や業務の効率化等に向け、創造性ある取組の実施や業務の改善を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響や東京都の施策の動向等に留意しつつ、経営トップ層の意向を反映させた中期計画最終年度の施策展開を図るなど、法人全体のトップマネジメントを有効に機能させながら、次期中期計画を策定する。

【継続】各学校や法人の適正かつ効率的な運営に資するよう、監事が行う監査に際し、各部局や所属との調整や事実確認などの必要十分な支援を行う。また、監査結果について各部局や監事、監査法人与共有し、監査の実効性を向上させる。

【継続】法人のコンプライアンスを確保・向上させるため、内部統制が有効に機能する体制を継続する。あわせて、ハラスメントなど法的な対応が求められる案件の対応窓口としての対応も継続していく。

- ② 都や区市町村、東京都の試験研究機関など様々な主体との連携をこれまで以上に深化させるため、自治体等との緊密なコミュニケーションを通じて都民・都政のニーズを把握し、研究シーズなど各大学・高等専門学校が有する知見と結び付ける機能を担う組織を強化するなど、都立の教育研究機関として社会貢献を推進する体制の充実を図る。

(4-01-2)

【継続】都や区市町村等との連携事業の推進体制を中心に、連携の枠組の構築などに取り組むことで、社会貢献を図る。

【継続】持続可能な社会の実現に向け、法人内に設置した TMU サステナブル研究推進機構において、アカデミズムの立場から SDGs の課題解決に資する調査研究を推進する。

◇ 各大学・高等専門学校の運営体制強化

- ③ 各大学・高等専門学校において、構成員間の対話と協働を促進しつつ、学長・校長が将来構想や運営方針に基づきリーダーシップを発揮するとともに、エビデンスに基づく教学マネジメントに戦略的に取り組む。

(4-02)

<法人共通>

【継続】学長・校長のリーダーシップの下、各大学・高専が検討・策定を行った将来構想に基づく事業等が推進できるよう計画策定や予算編成、次期中期計画の策定を行い、各大学・高専が行う教育研究の質の向上を図る意欲的な取組を法人として一層支援する。

<都立大>

【継続】教学 IR データに基づいて策定した学長重点施策方針及び部局重点課題について執行部・部局長対話を行い、全学的な教学マネジメントに取り組む。

<産技大>

【継続】自己点検・評価活動について新たに構築した PDCA サイクルを実施する。(2-07、4-21 再掲)

<高専>

【継続】高専において、マネジメントに必要なデータ収集を行い、学校運営への活用を推進していく。

◇ 教員人事制度の適切な運用・改善

- ④ 質の高い教育研究の実現に向けて、教員の意欲と能力を最大限に引き出し、組織力を一層高められるよう、引き続き現行人事制度を適切に運用するとともに、制度の成熟度や社会情勢の変化等を踏まえながら、必要な制度改正や運用改善を実施していく。

(4-03)

【継続】現行人事制度の適切な運用、必要な制度改正及び運用改善を進め、教育研究組織の再編成的に対応するとともに、平成 28（2016）年度より稼働した人事システムを安定的に運用する。

- ⑤ 有為な若手教員及び女性教員を確保及び育成する観点から、社会情勢の変化等を踏まえた教員人事制度の改正や運用改善に取り組む。

女性の教員比率を高める取組を推進し、東京都立大学においては女性教員比率を 20%以上にまで高める。

(4-04)

【継続】卓越研究員事業を適宜活用するとともに、特別研究期間（サバティカル）制度、テニュアトラック制度及び特別栄誉教授等制度の適切な運用及び必要な制度改正等を行い、有為な若手教員の確保・育成を進める。（1-52 再掲）

【継続】ハラスメント防止研修の実施等、女性教員がより働きやすい職場環境を整備するとともに、各種休暇・休業制度の周知や公募時に妊娠・出産・育児等の両立支援制度を掲示し、公募における女性教員の応募を推進するなど、有為な女性教員を確保・育成するための取組を行う。（1-30、4-29 再掲）

- ⑥ 各大学・高等専門学校が強みを更に伸ばすとともに、社会的動向を見据えた教育研究分野を充実させていくため、学長・校長の意向を踏まえた、適切な教員人事を実施していく。

(4-05)

【継続】都立大における学長の裁量による採用枠を活用し、令和 5（2023）年 4 月 1 日付採用の選考手続きを進める。（4-09 再掲）

【継続】令和 4（2022）年度の教員人事計画を策定し、学長・校長の意向を踏まえた、優秀な人材の確保及び現員の適正な管理を行う。

◇ 職員人事制度の適切な運用・改善

- ⑦ 少数精鋭による事務執行体制を推進するため、法人運営を支えるプロ職員の育成や、研修の充実による管理監督職の着実な育成、適切な配置管理及び人事考課の取組等「公立大学法人首都大学東京 人材育成プログラム」に基づく人材育成を展開していく。

固有職員については、複数の職務分野を経験させた後、強みを発揮できる分野への配置を実施する等業務に係る高い専門性を有する職員を育成していく。

(4-06)

【継続】「人材育成プログラム」に基づき職員研修を実施していく中で、管理監督職層向けの研修を含む各研修の内容、実施方法の見直しを行いつつ、より効果的な人材育成を行う。また、OJT で使用されるヒヤリ・ハット及び事故事例集、法人職員ハンドブック等を更新することにより、業務遂行上のノウハウの継承を推進する。

【継続】適切な人事管理や人事考課の取組により、職員のモチベーション向上を図る。また、キャリア形成に向けて、各職員が主体的に考える機会を設けることで意識付けを行う。

- ⑧ 専門職人材について、文部科学省の動向や他大学への調査等を踏まえた人事制度等の在り方を検討し、一層の活用を図る。

(4-07)

【継続】国や他大学等の動向を注視するとともに、専門職に求められる役割、具体的な業務内容等について分析し、専門職人材の一層の活用に向けた制度等の検討を進める。

- ⑨ 研修の効果的な実施等により、「公立大学法人首都大学東京 国際化に対応する職員育成方針」を着実に推進し、TOEIC スコア 600 点以上を取得している職員の割合を 25%以上に高める。

(4-08)

【継続】集合研修である「実用英語研修」、「英語学習法講演会」及び語学力向上を目的とした自己研修の制度により、職員の語学力の底上げ及び更なる能力伸長を行う。また、海外研修プログラムについては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、派遣の可否を慎重に検討する。以上により、TOEIC スコア 600 点以上を取得している職員の割合を 25%以上に高める。(1-57 再掲)

2 教育研究組織の見直し等に関する目標を達成するための措置

◇ 東京都立大学の教育研究組織の見直し等

- ① 東京都立大学の設置理念を堅持しつつ、高度化・複雑化する社会的要請に的確に応えていくため、質の高い教育の提供と研究力の更なる強化を図ることを目的として、平成 30（2018）年度に教育研究組織の再編成及び全学的機能の強化を実施する。

また、教育研究組織の再編成に合わせ、学長の裁量による教員採用枠の拡大など、教員の戦略的な採用を進める。

(4-09)

【継続】都立大における学長の裁量による採用枠拡大に応じて、令和 5（2023）年 4 月 1 日付採用の選考手続きを進める。(4-05 再掲)

【継続】指名人事により採用手続きを進め、優秀な人材を的確に確保する。

◇ 東京都立産業技術大学院大学の教育研究組織の見直し等

- ② 東京都立産業技術大学院大学においては、設置理念に基づき強みを伸ばすとともに、社会的要請に応えた教育研究を実施していく。また、産業界の動向や社会人の学び直しに対する機運の高まり等大学を取り巻く環境の変化を踏まえ、新しい顧客の開拓に向けて、新たな専攻横断型の教育プログラムの展開等、必要な見直しを実施していく。

(4-10)

【継続】研究科再編に伴い導入した新たな学位プログラムを着実に実施する。(2-01 再掲)

◇ 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究組織の見直し等

- ③ 東京都立産業技術高等専門学校においては、設置理念に基づき強みを伸ばすとともに、情報セキュリティ技術者や航空技術者の育成等社会的要請に応えた教育研究を実施していく。また、国の高等教育改革や社会の変革をもたらす第 4 次産業革命の中で、新しいものづくりを牽引する実践的技術者を育成するため、教育プログラム及び教育研究組織の適切な見直しを実施していく。

(4-11)

【継続】情報セキュリティ技術者育成プログラムを実施し、本科の情報セキュリティ教育を向上させる。専攻科学生に対する継続的且つ、実践的な情報セキュリティ教育を実施する。(3-01 再掲)

【拡充】社会人向けの情報セキュリティに関するリカレント教育をさらに拡充するとともに、社会人研究生を受け入れる。(3-01 再掲)

【継続】産業界や社会の人材ニーズを踏まえた、航空技術者育成プログラムを実施する。(3-01 再掲)

【拡充】品川キャンパスにおける本科教育の再編は2年生で教育を開始し、3年生以降のシラバス等を確定する。併せて1年生及び中学生等への周知を継続し、新コース希望者を確保する。荒川キャンパスのコース横断型の医工連携教育・研究プロジェクトは、3年生及び4年生で教育を実施し、リカレント教育は、オープンカレッジや関連機関との共催講座を準備・開設する。共同研究は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、都立大健康福祉学部・人間健康科学研究科と共同研究の礎を構築する。(3-00 再掲)

◇ 各大学・高等専門学校の連携

④ 法人内に性質の異なる3つの教育研究機関がある特性を生かし、各大学・高等専門学校が連携して海外交流プログラム等を実施する。

また、更なる連携を促進するために、課題の検証を踏まえつつ、新たな連携の在り方について、法人全体で一体となって検討を進める。

(4-12)

【継続】2大学1高専の連携体制を構築し、教職員間の情報共有・交流機会を強化して、事業を検討・推進する。(1-04、2-06、3-09 再掲)

【継続】2大学1高専が参加するグローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）を着実に実施し、プログラムの目的を達成する。(1-04 再掲)

3 事務の効率化・合理化等に関する目標を達成するための措置

◇ 経営戦略に資する事務組織の編成

① 法人運営や教育・研究を支える事務組織は、日常業務を効率的かつ効果的に実施することに加え、国際化、入試改革、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会対応等法人を取り巻く社会的動向に即応できるよう、適切な機能強化や組織体制の構築を図る。

(4-13)

【継続】法人を取り巻く環境、社会経済情勢及び各所属の特性等を把握した上で、多様な就業形態の職員が能力を最大限発揮できるとともに、限られた人的資源を最大限活用できる機能的・機動的な組織体制の確立に向けた見直しを実施する。

【継続】「働き方改革推進計画」に基づき、業務の見直し（廃止や効率化等）、各種制度の検討・構築（文書事務や旅費制度の運用の見直し等）等を推進する。

◇ 業務執行の効率化

② 事務処理方法の見直し等により、業務の適正な執行と、一層の効率化を推進する。

(4-14)

【継続】会計業務について、財務会計システムを安定的に運用しつつ、システム外での会計事務の見直しを推し進め、適正かつ効率的な事務の構築を目指す。旅費業務については、システム化に向け、システム構築作業や教職員向けマニュアルの作成等を進め、令和4（2022）年度中にシステムを稼働させることで、業務効率化を実現する。文書管理業務については、令和5（2023）年度のシステム導入に向けて、システム構築を実施する。

【継続】令和2（2020）年度から導入した施設予約システムについて、教室予約も利用を開始するとともに、安定的な運用を実現することにより、事務の効率化及び利用者の利便性の一層の向上を図る。

V 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

◇ 外部資金等自己収入の増加に向けた取組

① 法人運営の安定性と自律性を確保するため、自己収入の改善に向け、積極的な外部資金獲得に努める。

(4-15)

【継続】都立大において、入学志願者の増加を図るため、令和5（2023）年度入試に関する情報及び令和6（2024）年度入試以降の入試制度に関する情報について、ホームページ等で公表するとともに、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえた上で、Webやオンラインの活用等、大学説明会、ガイダンス及び高校訪問等の広報活動を積極的に行い、詳細を説明していく。

【継続】東京都立大学オープンユニバーシティにおいて、オンライン形式と対面形式の併用による講座提供を行うとともに、積極的な広報を展開することで、高校生からシニア層までの多様な人々の受講機会を拡大し、自己収入の安定を図る。

【継続】産学公連携センターと2大学1高専が連携して組織体制の強化を図り、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、外部資金獲得促進のための施策を実施する。(1-37再掲)

(表8) 外部資金実績

(単位：件、千円)

	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
受託研究費等	923,180	293	921,684	307	1,091,170	318	1,039,021	326	908,592	363	949,611	299
受託事業費等	495,142	30	471,932	31	254,213	31	132,899	26	120,283	35	57,869	29
寄附金	349,333	131	127,436	142	180,603	148	174,364	146	232,967	142	221,998	582
補助金	92,514	37	89,064	32	50,700	34	44,616	20	59,201	23	339,837	26
科研費間接経費	268,328	437	274,508	455	285,379	451	270,223	440	260,983	440	250,639	467
その他外部資金	13,827	4	12,881	3	13,681	4	11,800	2	12,600	3	2,711	3
合計	2,142,324	932	1,897,506	970	1,875,745	986	1,672,923	960	1,594,626	1,006	1,822,666	1,406

※平成29（2017）年度より、過年度のデータも含め、収入決算値を基に記載。

※科研費間接経費収入の件数は、交付内定ベース。ただし、特別研究員奨励費は除く。

※本表の数値は単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

② 卒業生、同窓会等との連携強化による人的ネットワークを構築するとともに、法人内の推進・実施体制を整備し、税制上の優遇措置を活用した取組を進めることで寄附金獲得額の拡大を図るなど、自己収入の増加に努める。

(4-16)

【継続】寄附の受入拡大に向けて、寄附目的の明確化など、卒業生をはじめとした多くの人が支援しやすい環境を整備する。

◇ 授業料等の学生納付金の適切な確保

- ③ 授業料等の学生納付金について、法人財政の安定性及び自立性の向上の観点から、社会状況や他の国公立大学の水準等も見定めながら、都認可上限額の範囲内で適正な金額の設定に努める。

(4-17)

【継続】他の国公立大学等の動向を注視しつつ、社会状況の変化を踏まえ、学生納付金等について適正な水準の検討を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

◇ 中長期的な視点による安定的な財政運営

- ① 限られた財政的資源を最大限に活用し、最高の成果を実現していくため、効果・効率性の観点から真に必要な事業を見極めるとともに、財務状況を的確に分析し、法人全体の収支構造を中長期的に見据えた財政運営を行う。

(4-18)

【継続】法人の逼迫した財務状況に鑑み、国や東京都の給与改定等社会状況の変化を踏まえた適正な人件費予算の確保に向けて、必要額を適切に東京都に予算要求を行う。

【継続】人件費の適正な管理に向けて、関係部署と連携して決算分析を行い、予算編成に活用する。

【継続】執行見込調査や過年度の決算データの蓄積・分析を行い、戦略的な予算執行につなげる。

- ② 安定的な財政運営を図りつつ、各大学・高等専門学校の重点課題に的確に対応するため、スクラップアンドビルドを基本とし、後年度負担を含めた費用対効果を検証した上で、各事業を展開する。

また、既存の定型的業務の外部委託化を図るなど、経常的管理経費の着実な削減を促す取組を進める。

(4-19)

【継続】エビデンスベースで経費の妥当性を検証し、強固な財政基盤を構築する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

◇ 保有資産の有効活用

- ① 学内保有財産をより有効に活用するため、学内施設等の有形資産については、利用可能時間や貸出しに係る手続を見直すとともに、各主体が行うイベントの開催場所として使用する。

また、知的財産等の無形資産については、多様な媒体を用いた情報発信を行うとともに、積極的な技術移転等を通じ、効果的かつ効率的に社会に還元する。

(4-20)

【継続】学内施設（有形資産）の貸出しにかかる諸制度の見直しを必要に応じて行う。

【継続】他大学や他機関と研究シーズ情報の共同発信や、他機関のホームページ上での情報発信を行う。

【継続】知財管理の効率化を進め、データを可視化することにより、技術移転活動を強化・促進する。

(1-37 再掲)

VI 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

◇ 自己点検・評価及び外部評価の実施

- ① 効率的かつ客観的な自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関、東京都地方独立行政法人評価委員会等による評価を受審し、それらの評価結果、提言等を踏まえ、法人経営の高度化及び教育研究の質の向上に継続的に取り組む。

(4-21)

<都立大>

【継続】機関別認証評価受審にあたり、自己評価書及び根拠資料を提出するとともに、実地調査に適切に対応する。

<産技大>

【継続】自己点検・評価活動について新たに構築したPDCAサイクルを実施する。(2-07、4-02 再掲)

【継続】令和元(2019)年度に受審した機関別認証評価の受審結果を踏まえ、指摘事項に対する改善策を実施する。(2-08 再掲)

【継続】産業技術専攻における分野別認証評価を受審する。(2-08 再掲)

<高専>

【継続】運営協力者会議による外部評価を実施し、その評価結果に基づいた取組を進めることで教育内容の改善を図る。(3-07 再掲)

<法人共通>

【継続】東京都地方独立行政法人評価委員会の評価結果等を、令和4(2022)年度や第三期中期目標期間中の取組及び令和5(2023)年度の計画策定に反映することで、法人経営や教育研究の質の向上に迅速かつ的確に対応する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

◇ 法人運営情報等の戦略的な公開・発信

- ① 毎年度の経営目標、財務状況及び各種評価結果等法人の経営に関する重要な情報を一般都民等にも分かりやすく公開・発信し、公立大学法人としての社会に対する説明責任を果たす。

(4-22)

【継続】計画や財務情報等の法人経営に関する情報や、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果、認証評価機関の評価結果報告書、自己評価書などの法人の評価に関わる情報を、ホームページ等を活用して広く公表する。

- ② 各大学・高等専門学校の強みや特色、将来構想等について、コンセプトとそれらを伝えるべきターゲットなどを明確にした上で、効果を見極めながら戦略的かつ効果的に情報を発信する。また、特色ある教育研究活動及びその成果を都民・都政に還元し、ひいては世界の未来に貢献する取組を広く国内外に発信し、認知度及びブランド力を向上させる。

(4-23)

<法人共通>

【継続】令和3(2021)年度に実施した広告の結果等を踏まえ、ターゲット別等の戦略的な広報活動を展開し、2大学1高専の魅力を発信することによって、ブランディングを行い、法人全体の認知度及びプレゼンスの向上を図る。

【継続】広報に関する研修を実施し、職員一人ひとりの広報に関する知識・スキルを高めることで、組織全体の広報力を向上させる。

<都立大>

【継続】大学案内及び総合ホームページの統一感のあるブランド展開に資するリニューアルを行い、WEB マガジンを含めた自主広報媒体の充実を図ることにより、都立大の強みや魅力の情報発信をさらに強化するとともに、学生や教職員の愛校心を醸成する。

【継続】海外大学等に向けたニューズレターについて、適宜内容の見直しと改善を図りながら発行し、都立大の認知度・ブランド力向上を図る。

<産技大>

【継続】産技大の教育のアウトカムをとりまとめたロールモデル集、先進的教育手法を体系化した AITT PBL Method、大学院案内等を活用し、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮しつつ、企業や教育機関へのアプローチを実施するとともに、積極的な情報発信を行う。(2-11 再掲)

<高専>

【継続】令和2（2020）年度から開始した第三期中期計画後期の高専広報戦略に沿った広報活動を実施する。(3-17 再掲)

- ③ 卒業生同士のネットワークの強化、在学生への多様な支援等を促進するため、同窓会等との連携を強化しつつ、卒業生、在学生、教職員等の交流の場づくりやコミュニケーションの充実に取り組む。

(4-23-2)

【継続】各校の状況に応じて、卒業生・同窓会等との連携強化策を検討・実施し、愛校心の醸成を図る。

VII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

◇ 施設設備の計画的な更新・整備

- ① 学生及び教員が快適な環境で学修・研究に取り組めるよう、また、新たな教育研究ニーズにも対応できるよう、中長期的な計画に基づき施設・設備の更新・整備を行う。

(4-24)

【継続】都立大のキャンパスグランドデザイン⁵⁰に基づき、キャンパスの環境改善に向けた取組を着実に実施する。

【拡充】施設整備計画に基づき、施設・設備の老朽化を解消する更新工事を確実に進める。また、都立大南大沢キャンパスにおける火災により損傷を受けた施設の復旧を進める。

【継続】令和5（2023）年度からの日野キャンパス新棟の供用開始に向け、本体工事を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

◇ 安全管理及びリスク管理体制の整備

- ① 学生及び教職員に対する安全管理意識の啓発及び教育の実施に加えて、設備等の整備・充実により、安全衛生管理体制を一層向上させる。

(4-25)

【継続】学生及び教職員の安全管理意識の向上及び安全管理の徹底のため、各種講習会の実施や手引きの配布等による注意喚起を行うとともに、職場巡視や作業環境測定による作業場の安全確認を行う。

【拡充】都立大南大沢キャンパスにおける火災を踏まえて策定した「危険物に関する安全対策」に基づき、再発防止に向けて、危険物質等の法規制対象物質の適正な管理等の観点からも、安全教育の徹底、管理体制の更なる改善の検討、消防署からの指導を踏まえた危険物予防規程の見直し等を行う。

⁵⁰ 「キャンパスグランドデザイン」とは、都立大のキャンパスの機能や魅力向上のための総合的なビジョン。施設の再配置や施設マネジメントのあり方の概要等に加え、景観や安全安心などキャンパス全体のあり方を総合的に示す。

- ② 防災教育及び防災訓練を充実させるとともに、警察・消防・医療機関等との連携を継続することで、自主防災組織の育成と充実による災害時等の初期対応力の向上を図る。

また、PDCA サイクル等による危機管理マニュアルの定期的な見直しを行う。

(4-26)

【拡充】避難・誘導、安否確認等の防災訓練を実施する。特に、安否確認については、新たに導入する安否確認システム等の複数の連絡手段を用いた取組を実施する。また、災害時備蓄品の確保・充実等を図る。さらに、都立大南大沢キャンパスにおける火災を受けて、消防署からの指導も踏まえ消防計画の見直しを行う。

【継続】教職員に対し、救命講習会を実施するとともに、自衛消防技術認定等の資格取得の促進を行う。

【継続】各種防災訓練の実施結果や新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、危機管理マニュアルを更新する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

◇ 温室効果ガスの着実な削減

- ① データの把握及び分析を通じて、継続的かつ組織的にエネルギー使用量を削減し、環境への配慮に努める。

東京都立大学南大沢キャンパスにおいては、特定温室効果ガスを基準排出量に対し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく第二計画期間の5年平均で17%以上削減する。

(4-27)

【継続】法令における努力目標及び削減義務を達成するため、エコキャンパス・グリーンキャンパス推進委員会を中心に、省エネルギー対策を推進することなどにより、持続可能な都市の実現に向けて率先して取り組む。

【新規】2050年までのカーボンニュートラルを目指し、持続可能な社会の実現に貢献すべく、気候非常事態宣言に基づき、2大学1高専が連携・協力して気候危機をはじめとしたSDGsへの取組を推進する。

◇ ハラスメント等対策及び多様性受容の促進

- ② 様々なハラスメントを未然に防止し、発生した際の適切な対応を確保するため、教職員を対象とした研修の実施など、実効性のある取組を推進する。

(4-28)

【継続】教職員向けのハラスメント防止研修、教員向けの各部局への出前研修を実施し、受講率の向上に努めるほか、リーフレットの配布によりハラスメント防止の意識啓発を行う。

【継続】相談員アドバイザーの活用により、相談員の支援を行う。また、苦情の申立てに対しては、弁護士の助言・指導を踏まえて迅速かつ適切に対応する。

- ③ 性別、障がいの有無、文化的相違などによる様々な差別を防ぎ、多様性の受容を促進するため、学生、教員及び職員を対象に人権意識を啓発する取組、ダイバーシティを推進する取組等を実施し、学生、教員及び職員にとって快適な学修・職場環境の実現を図る。

(4-29)

【継続】ハラスメント防止研修の実施等、女性教員がより働きやすい職場環境を整備するとともに、各種休暇・休業制度の周知や公募時に妊娠・出産・育児等の両立支援制度を掲示し、公募における女性教員の応募を推進するなど、有為な女性教員を確保・育成するための取組を行う。(1-30、4-04 再掲)

◇ 研究倫理に関する取組

- ④ 教育研究活動における不正行為や研究費の不正使用の防止に向け、コンプライアンス研修受講率 100% を目指すなど、教職員等への啓発を一層徹底する。

(4-30)

【継続】 2 大学 1 高専の研究コンプライアンス連絡会等を開催し、文部科学省が公表する不正発生事案の分析等を行い、必要に応じて、学部長等へ還元する。

【継続】 研究活動における不正行為や研究費不正使用の事前防止に関する取組として、教職員等を対象に、e ラーニング等を通じた研究コンプライアンス研修を実施し、研究コンプライアンスについて一層の全学的な意識向上を図る。また、研修の受講促進のために、学部長等、部局事務組織への受講状況のフィードバックを徹底していく。

◇ 情報セキュリティの強化

- ⑤ 情報セキュリティ及び個人情報保護教育の実施を徹底するとともに、実効性のある専門組織（CSIRT）を有効に機能させる等、明確化された対策及び体制によりインシデント対応の迅速化を図ることで、情報セキュリティを強化していく。

(4-31)

【継続】 情報セキュリティ対策基準及び同実施手順に基づき、各 CSIRT⁵¹の活動をより高度化させるとともに、インシデント発生時に迅速かつ的確に対応できるよう体制を維持向上させる。また、外部機関による支援体制を適切に運用していくとともに、外部機関と協同することにより、職員のインシデント対応能力を向上させる。

【継続】 令和 3（2021）年度に複数回発生した個人情報漏洩事故等の反省に立ち、教職員のセキュリティ意識及びリテラシーの向上を図る。

【継続】 情報セキュリティ改善計画に基づき、情報セキュリティ対策を実施するとともに、システム適正化方針の策定を行う。また、働き方改革に資するためのシステム環境の整備と、それに伴う情報セキュリティ対策を実施する。

⁵¹ Computer Security Incident Response Team の略。シーサーと読む。一般的に CSIRT の活動とは、事故発生時において、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止のため、組織全体の統制をとりつつ、現場への技術的な支援等により、迅速かつ的確に対処することである。

VIII 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
(別紙)

IX 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

40 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

X 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上、学生生活の充実及び組織運営の改善に充てる。

XI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
南大沢キャンパス（本部・文系）外壁・屋根改修等	総額 2,715	施設費補助金
日野キャンパス（2号館ほか）内装改修等		
荒川キャンパス給排水管改修等		
高専品川エレベーター改修等		
高専荒川プール棟改修等		

金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上、学生生活の充実及び組織運営の改善に充てる。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算

令和4 (2022) 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	23,094
施設費補助金	2,715
自己収入	5,661
授業料及入学金検定料収入	5,371
その他収入	290
外部資金	1,457
目的積立金取崩	2,737
効率化推進積立金取崩	612
計	36,275
支出	
業務費	32,103
教育研究経費	25,573
管理費	6,531
施設整備費	2,715
外部資金研究費等	1,457
計	36,275

[人件費の見積り]

期間中総額 13,139 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

2 収支計画

令和4（2022）年度 収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	33,951
経常費用	33,951
業務費	30,626
教育研究経費	15,081
受託研究費等	1,457
役員人件費	152
教員人件費	10,302
職員人件費	3,634
一般管理費	1,446
財務費用	19
減価償却費	1,860
収益の部	30,680
経常収益	30,680
運営費交付金収益	22,514
授業料収益	4,571
入学金収益	591
検定料収益	210
受託研究等収益	1,457
その他収益	290
資産見返運営費交付金等戻入	954
資産見返物品受贈額戻入	93
純利益	△ 3,270
目的積立金取崩	2,659
効率化推進積立金取崩	612
総利益	0

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

3 資金計画

令和4（2022）年度 資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	36,275
業務活動による支出	32,260
投資活動による支出	3,372
財務活動による支出	643
翌年度への繰越金	0
資金収入	36,275
業務活動による収入	30,140
運営費交付金による収入	23,094
授業料及入学金検定料による収入	5,371
受託研究等収入	1,457
その他の収入	217
投資活動による収入	2,715
施設費補助金による収入	2,715
財務活動による収入	72
前年度よりの繰越金	3,348

注) 前年度よりの繰越金 3,348 百万円は、目的積立金及び効率化推進積立金取り崩し相当額である。

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

(別表) 法人の組織

1 教育研究組織 (令和4 (2022) 年4月現在)

(1) 東京都立大学 (平成17 (2005) 年4月開学)

学部	
(平成30 (2018) 年度再編成後の学部) 人文社会学部 法学部 経済経営学部 理学部 都市環境学部 システムデザイン学部 健康福祉学部	(平成30 (2018) 年度再編成前の学部) 都市教養学部 都市環境学部 システムデザイン学部 健康福祉学部
大学院	
(平成30 (2018) 年度再編成後の研究科) 人文科学研究科 法学政治学研究科 経営学研究科 理工学研究科 都市環境科学研究科 システムデザイン研究科 人間健康科学研究科	(平成30 (2018) 年度再編成前の研究科) 人文科学研究科 社会科学研究科 理工学研究科 都市環境科学研究科 システムデザイン研究科 人間健康科学研究科
大学教育センター	
国際センター	
学術情報基盤センター	
総合研究推進機構	

(2) 東京都立産業技術大学院大学 (平成18 (2006) 年4月開学)

大学院
産業技術研究科
オープンインスティテュート
附属図書館

(3) 東京都立産業技術高等専門学校 (平成20 (2008) 年4月移管)

学科
ものづくり工学科
専攻科
創造工学専攻
附属図書館

2 事務組織（令和4（2022）年4月現在）

経営企画室
企画財務課
総務部
総務課 人事課 会計管理課 施設課
産学公連携センター
東京都立大学管理部
学長室 企画広報課 研究推進課 教務課 入試課 学生課 キャリア支援課 国際課 生涯学習推進課 学術情報基盤センター事務室 文系管理課 文系学務課 理系管理課 理系学務課
東京都立大学日野キャンパス管理部
管理課 学務課
東京都立大学荒川キャンパス管理部
管理課 学務課
東京都立産業技術大学院大学管理部
管理課
東京都立産業技術高等専門学校管理部
高専品川キャンパス管理課 高専荒川キャンパス管理課